

第11回佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成18年12月6日（水曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄	午後3時から早退	

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六		
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和		
欠席者 (2名)	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫		
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さんおはようございます。少し時間が早いんですが、全員お揃い
でございます。

本日、早朝よりお揃いでご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今の
出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 1 名の傍聴の申し込みがございました。傍聴者の方におかれましては、遵守
して、守らなければならない事を遵守していただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日欠席届けが昨日と同様、上月の支所長の金谷支所長の方から、上月町の連合
自治会の研修会ということで、昨日に引き続き、今日欠席の届けが出ております。

そして、三日月の支所長の飯田さんが、飯田支所長が午前中欠席届けが出ております。
防災管理者講習会受講の為という理由でございます。よろしく願いをいたします。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） ただちに日程に入ります。日程第 1 は一般質問であります。17 名の
議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長指名をいたします。

4 番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔 4 番 岡本義次君 登壇 〕

4 番（岡本義次君） 皆さんおはようございます。4 番、岡本義次です。今日は、3 件の
ですね、一般質問をさせていただきます。

国、県、市町村を合わせてですね、約第三セクターも合わせると 1,000 兆にものぼると
いう、日本が未曾有のですね、世界に名だたる赤字を抱えております。ですから一人当
り国民にですね、800 万円にもなると言われており、こうやって 1 秒の間に 100 万円のそ
の利子がですね、なお増え続けており、国もですね、もう大黒柱が持たないような状態に
なっております、皆さんがご存知のように北海道の夕張のようにですね、新聞、テレビ
を、今にぎわせておりますけれど、佐用におきましてはですね、こうやって合併して、特
別交付税のですね、合併のおまけがあるとはいえですね、いつこの夕張のようにならんと
も限りません。ですから、もうそこら辺、よくですね、皆さんが、この佐用町をどうした
ら良くなるんだろうかというような中でですね、努力もし、我々も頑張っていくかないと
そういう状態にならないためにも、そのように皆さんが力を合わせて頑張っていく必要が
あるかと思えます。そして、町長が、いつも財政的に苦しく 18 年度予算組んだ時にも、
大分苦慮をされたようでございます。そしてですね、基金もですね、25 億 9,000 万ありま
したのを 10 億 7,000 万取り崩し、そして 15 億 2,000 万になったところへ、今年 5 億 200
万をですね、繰入し、20 億 2,000 万というふうに持っていかれたようでございますけれど、
こういう基金におきましてはですね、やはり、そういう事変が起きた時にはですね、取り
崩してやらねばならないという事がございますので、基金も、ある程度は持ってですね、
余裕があるようにしておかないとですね、苦しい状態が続くんじゃないかと思えます。国
の交付金が人口割合で減っていく佐用町におきましてはですね、少子高齢化のなだたと

ころでございまして、若者は、学校を出てもですね、地元に残って仕事ができない。そして、そういうお年寄りのおじいちゃん、おばあちゃんばかりのような格好の中でですね、このまま何もしなければ、ジリ貧状態のような格好の中でですね、人が減り続け税収も少なくなっております。ですから、そういう中でですね、大変な事と思いますけれど、次の事を伺って行きたいと思います。

職員や特別職の給料の明細表等にですね、銀行とか信用金庫とかJAのそういう宣伝広告料等を入れてですね、収入を得るように、そういうような考えもですね、一つの特別財源の確保につながる事であろうと思います。それから役場の自動車等にですね、シールとかワッペン等を張る事によっての宣伝効果。そして、また建物等にそういうような同じような格好の中でですね、シールやワッペン、そして、場合によっては、下の入口の敷地とか階段の、そういう目に見える所にでもですね、そういう事が貼れてですね、少しでも増収の方の格好の中でいけたらと思っております。それから、前回にも出ておりましたけれども、上月支所とか三日月とかそういう空いた支所ですね、部屋をですね、整理統合とかしてですね、そういう他の機関に貸したりまた有効利用するような考えはですね、今、もう前回から3ヶ月経っておりますのでですね、そういう事がなされたんかどうかという事ですね。それから、今後、その税収とかまたこういう特定財源を増やす為にはね、どのような事を考えられておるかというような事を、今日は、問うていきたいと思っております。それから、もう1点につきましてはですね、学校の事についてという事で、今新聞、テレビでですね、大変報道されておりますけれど、いろいろな問題が起こっております。そこで、佐用町の事の中でですね、次の事を教育長等に問うていきたいと思っております。

町内の小中学生で不登校生の生徒の数は何人いらっしゃるのか。また、そのどんな理由で、その生徒達は休んでいるのか。その3ですね、町内の小中学校でいじめはないのか。そして、それらの、調べたいのか、アンケート等をとってですね、そういう事を問うて把握しておるかというような事を問うていきたいと思っております。それから、やはりですね、今日の子供達は、朝学校へ出て来る時にですね、朝食を食べていない子供が、ちょっと増えているんじゃないかというような事も耳にいたしました。やはり、我々大人も子供もですね、やはり朝食はシッカリとってですね、そういう中で勉強なり仕事に臨まないですね、中々そのいわゆる、物事に集中できないというような事がございまして、そこら辺の把握もされておるかかどうかという事ですね。それから学校給食は、残さずに食べているか。そしてですね、やはり知識を得るためにはですね、子供達は月にいくらくらい読んでおるのか。そして、そのどこの学校が、そういうようなのを、よく読んでおるかとか、そういう、そして、その本を少しでも多く読ますためにはね、どんな具体的な取り組みをされておるのか。それからですね、挨拶もですね、中々今日日の子がですね、する子はするんでしょうけれど、全体的にやはりしない子供が増えているように思います。ですから、そこら辺もですね、どれくらい把握されてですね、やられておるか。そして、それには、どんな取り組みをされておるか。そしてですね、子供達にも、やはり勉強勉強と言わずに、その自分とこお家やですね、それから学校の方でも自主的に進んで自分がですね、何でも物事をやっていくというような、そういうどんな役割なり、そういう事をつかんでいらっしゃるかどうか。そしてまた最後にですね、元気な子にする為には、どんな取り組みをされておるかというような、且つ具体的な事を、細々と聞いていくかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

3件目につきましては、大日山川には日本で一番と言われるような大きな山椒魚がおります。その山椒魚をですね、やはり、そういう大きな物は珍しいし、天然記念物としてですね、佐用町の宝物としてですね、見守っていくべきだと思っておりますが、そこら辺の、今後

どうされるかという事も踏まえてですね、この3件の事を今日は問わせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、改めまして、おはようございます。今日からの一般質問、3日間の予定で17名という多くの議員の皆さん方から質問の通告をお受けしております。私なりに、精一杯お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、どうぞ宜しくお願いいたします。それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。町の特別財源の確保について、いろいろと提案を含めてですね、ご質問をいただいたわけですが、まず現在の国をはじめ自治体の財政事情は、言うまでも無く、非常に厳しいものであります。佐用町も当然、同様でございます。平成17年度の普通会計決算では歳入不足を補うためですね、多額の財政調整基金を取崩した結果、実質単年度収支が約6億8,000万円もの赤字となっており、加えて経常収支比率が97.9パーセントという高率を示し財政構造の硬直化が著しい状況にありますので、それを少しでも正常化する為にですね、財政行政の効率化また財政基盤の強化に努めているところでございます。合併してもなお厳しい財政状況が続く中、新たな行財政システムの構築を図り、住民と一体となってまちづくりを行う「協働のまちづくり」の実現を目指すために、行財政改革実施計画の取組みを具体的、計画的に実行し行財政の健全化を図りながら、住民サービスの向上を推進して行かなければならないと考えております。質問の、ご質問の特定財源の確保につきましては、行革項目で新たな財源の確保として、町広報紙やホームページ等への広告掲載を行い収入を得ることを検討しておりますが、町としては、公平な行政を行う上で一企業の広告をどこにでも出すというような事、載せるというような事は、私は、あまり好ましい事ではないというふうに考えております。また公共施設の有効活用につきましても、全ての施設について、設置目的や管理運営方法を検証しながら、効果的効率的な管理運営に向けた見直しを図るとともに、廃止や他用途への転用など創意工夫をし、利用促進と有効活用又指定管理者制度などの管理運営を含め、使用料等においても、受益と負担の適正化を図り、施設等の維持管理経費を勘案して、定期的な見直しを行いながら有効活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。行政改革、業務改善等については、町民の理解と協力を得ながら常に積極的に取り組む姿勢が必要でございます。その見直すべき基準は一定ではなく、社会経済情勢や時代によって変化しますが、改革改善の必要性を常に念頭に置き、町民生活の立場に立って個別の見直しを進めることが必要であるというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。学校の事、山椒魚についてのご質問につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。教育長、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。今議会には、教育推進課長も今日から同席させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、学校の事につきまして、答弁をさせていただきます。まず不登校の児童、生

徒数についての現状を報告いたします。佐用町は小学校 10 校、中学校 4 校ございまして、小学校は、約 1,000 人、1,000 名の児童。それから中学生は約 600 名と小学校については、現在 4 名。中学校につきましては 10 名が、何らかの形で学校を長期欠席しております。その原因や理由を特定することは、非常に難しい現状もあります。ですが考えられます事は、一つには、家庭の問題、これはいろんな事があるんですけども、兄弟がよく比較されるとか、兄は、また姉は良く勉強するとかで、本人は、ちょっと劣る。その中でのゴタゴタあるとか。まあ 1 例を出しますと、そういう事でありまして。また登校の意志はあるが、身体の不調を訴え登校ができないとか、漠然とした不安を訴え登校しないとか、学校生活で他の生徒や教師との人間関係がうまくいかない。こんな事も理由の一つであり、更には、それぞれが複合的に原因として持っている。こういう事も考えられます。次にいじめについてであります。本町内の小中学校でもあります。現在対応している事案もございます。朝食についてであります。ほとんどの児童、生徒が食べてきておると、こういう認識のもとであります。個々に対応すると一週間の内に 2、3 日は食べてこない、そういう子どももおります。これは、親が残業と言いますか、夜間の勤務の親も最近は、非常に多くあります。そして、三世代で一家で住んでおるんですが、別々に食事をしていて、こういう実態も増えつつあるように、私は認識しております。そういう中で、朝、お母ちゃんが、ちょっと早く起きれなかったとか、そういう時に食べてこないとか。それから、キチット米飯、ご飯を食べたり味噌汁を食べたりですね、そういうキチットして来ているのではなくって、そこにある物、例えばパン、甘い、糖分の多いパンとか牛乳とかジュースとかウーロン茶とか、そういう物を飲んできている生徒、こういう者も中にはいます。学校給食についてですが、体調不良の場合以外はほとんど完食をしていると認識しております。しかし、それぞれの学校によって、少し残すと、こういう実態もあります。先般もある小学校へ丁度給食の時間に学校訪問したわけですが、ほとんどの生徒が食べ終わって片付けておるんですが、1 人ポツンと残って食べている生徒が、児童がおりました。ちょっと尋ねてみますと、「美味しいか」というたら、こがいます。「全部食べるん」と言ったら。それから、先生方は、それぞれその子に合わせて同じ画一的な指導じゃなくてですね、一人一人に向けた指導をしていると認識して帰ったところでありまして。

それから、読書についてであります。個人差はあります。一人一人の 1 ヶ月、1 年に読む本の冊数とか、そういう物については、集計はしておりませんが、各学校共今のところ、朝 10 分程度、読書の時間を取り入れるなど工夫を凝らしているところです。朝の 10 分間の読書力は学校全体が静まりかえってですね、非常にいいスタートを切っているように認識しております。また教室に学校図書の本を置いたり又は廊下に書架を出したり、そういうできるだけ、子ども達の身近な所に本を置く、そういう環境作りにも努めております。それから、あいさつの事ですが、これは皆さんも、私達も含めてですが、人間関係の、まず出会いであるとそういう認識から、教職員自らが児童に声をかけると、こういう方向で継続的に指導をしているところでありまして。私もこの職になって、ちょっと聞くところによると、中学生は良くするとか小学生がしないとか、そういう事をここ 3 回程耳にした事があります。何故なんかなという事を強く思うわけです。何故低学年の子ができないのか。それは、おかしいだろうという事なんです。できるだけですね、地域の方々に声をかけてやって欲しいなど。その事によって繰り返し、気もできるというかね、そういう事を、強く地域にも訴えていきたいと考えております。家庭での役割についてであります。その大切さや認識を教え指導を繰り返しております。児童、生徒は、毎日学校では、清掃や学習の係、委員会活動等をしております。更には、学期に 1 回、2 回程度であります。全校生徒によっての奉仕作業等も組み入れている学校も多くあります。そういう事を、家庭にも学級便りだとか、学校通信などで保護者に伝え、家庭でも家族の一員としての役割

を充分發揮するよう促しているところであります。小学校1年生であれ中学校3年生であれ家族の一員としてどれだけ認められているか、それも非常に大事なところであります。以前、親に聞いた事があります。掃除、お母さんが掃除をされますがちょっと掃除機でする時に、誰々ちょっと掃除手伝ってと、そういう事を声かけられるお母さんおられますかと言った時に、大体100人の中で20人程度でありました。理由を聞くとモタモタモタモタするさかい、自分でした方が早いと。こういう返事が返ってまいりました。それじゃあ、家族の一員としての立場がないだろうと。子どもは100パーセントできるものでもありません。ですから、少しでも動かしていくという親の姿勢、学校もそれを支援していきたい。そのように考えております。特に長期休業中、これから冬休みに入るわけですが、家庭の一員、地域の一員として、何かできる何かすると、そういう指導は各学校ともしております。また、元気な子どもづくりについてであります。心身ともに健康で元気な生徒や児童を育成するために学校だけでなく地域が、それぞれの立場で、できることをして、また協力することが大切であります。学校では、給食指導や部活動、業間と言いまして、時間と時間との間です。児童会とか生徒会活動、授業中の元気な発表を繰り返し指導するなど、あらゆる機会と場で取り組んでいるところであります。昨日三河小学校でへき地の町の研究会がありまして、「豊かな心」そして元気な子、そういう事をテーマにしておったんですけども、百人一首の朗詠をしておりました。全生徒で。非常にこう、心に響く、腹にまで感じられるいい声が出ておりました。我々の生活の中で本当に腹から声を出すような機会が段々少なくなっているように思います。各学校では、そういう機会をできるだけ意図的につくりながら、努力しているところであります。以上であります。

次に、大日山川の山椒魚についてであります。大日山川の山椒魚については、山椒魚、国指定の特別天然記念物として、保護し守っていくことは当然であると考えておりますし、今後も国指定の特別天然記念物であることを十分に認識し、自然界に生息しているものであり、人の手を加えないことを原則とした保護に努めていくと共に河川の状況の変化や水温の上昇等は、河川の生き物に大きな変化を、また大きな影響があると、そういう認識をしております。今後とも各方面の協力を得ながら、保護に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、山椒魚につきましては、後、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） それでは、山椒魚について若干今までの経緯と岡本議員、大日山川の山椒魚についての特定でご質問ですので、それと合わせながら、町内の状況等も、若干ご説明申し上げたいと思います。

オオサンショウウオというのは、本当に「生きた化石」と言われるように、両生類の中では最大級の生き物であると。特に体長1.5メートル近くまでなり、また、その寿命も100歳を超えと言われております。ただ、中々研究が進んでいないのが現状です。と言いますのは、人間の寿命より長いものですから研究者1人で研究するには、非常にスパンが長すぎるという事で、それぞれ研究者の方は、自分の代で成果が出るものを求めていきますので、中々研究がうまく行ってないというのは、研究されてる方のご意見です。その中でも、世界でも日本や中国やアメリカなどでの生息が見られるわけですけれども、日本のものは岐阜県以西の本州を中心に生息する日本の固有種であると、このことからオオサンショウウオは昭和27年3月29日に、国の特別天然記念物に指定されています。この国の特別天然記念物というのは、非常に意味がある事なんです。これは、文化財保護法の中でも、史跡名勝天然記念物という事で挙げております。文部科学大臣が指定するわけですけれど

も、そういう史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定することができるという事で、こういう記念物の頭に「特別」と付いているものは、指定された記念物の中でも特に貴重なものであると。そういうものを指しているわけで、建造物や美術工芸品等では、当然国宝に相当するものです。そういう事で、近くでは、豊岡のコウノトリ等がよく知られております。それから指定についても、これは本当に特殊な指定の方法なんですけれども、地域を定めず保護していると。ですから山椒魚の住んでいるところは、山椒魚は、何処に行っても、特別天然記念物であると、そういうようになっておまして、保護対象となって捕獲も禁止され、それから自由に触ったり、移動させることも本来できません。また、その生息地域で工事等を行う場合は、事前に環境評価等を行って対応しなければならないという事で、大日山川についても、一時期、河川改修の時には、別の所で仮飼育をする、そういう許可を得ております。

まあ、そこで大日山川の山椒魚なんですけれども、この個体については、平成2年に円光寺で保護されております。これが現在の、この大日山川のオオサンショウウオに対する、最初の記録です。それから、その時に現在の大日山川の方に放流したわけなんですけれども、この時も、大日山川に住んでいたかどうかという事は、特定されてないまま、そこが適当であるという事で、県の方の指導を得ながら放流しております。ですから、元々そこにいたものかどうかというのは、特定できてません。そういう事をご認識いただきながら、その後、流されて出て行って、平成9年6月には、判官地内で保護されて、これも、私も関わったんですけど、2.5キロぐらい上流に、大日山川の本流の方に放流しています。その後、大日山川の支流である現在地、タクミ谷川の方へ直ちに移動しているようです。結構、移動距離は長いです。その後平成11年には上月町がオオサンショウウオの保護のために、非常に水量が減るという事で、その現場にヒューム管の巣穴を設置して対応しております。洪水の時には、安全な所へ自ら逃げております。それで、自分で帰って来る事もあるし、また捜し回って、そこへ連れてくるという対応をしております。大きさは、16年7月測定時に、体重26.2キロ、体長が135センチという事で平成9年からは、7年間ぐらいですが、その間で26センチほど大きくなっています。これらの状況については、16年の7月2日付け神戸新聞の報道をはじめ、佐用郡の文化財展、それから上月公民館による「なゆた」の特別展などでも、広く町民の方にもお知らせしているところです。

また、町内には佐用川を中心に、まだまだ生息状況はハッキリしておりませんが調査が行われております。オオサンショウウオを守る会が調査をしていただいておりますけれども、今30以上の個体の確認をされています。これは、佐用川だけです。ですから、まだ千種川本流それから他の支流等行きますと、調査が進めば、かなりの数になると思います。また、夜行性ですんで、通常、調査と言っても、中々実数を把握する事ができません。ですから、相当数いると思います。佐用町の宝物としてという事ですが、先程教育長の方から申し上げたように、これは本当に国の特別天然記念物であるということをご認識いただいて、現状では、この個体につきましては、餌を貰ったり、それから昼間に出てくるというような、ちょっと自然界ではあり得ない行動をしているわけなんですけれども、これが、そういう方々の見守っていただいている中で生きていくという事は、確かです。ただ、教育長が申しましたように、自然界で手をかけずに保護していくというのが原則です。ですから、特別な環境の中で特別な行動をとっているオオサンショウウオについては、今後とも見守りながら、姫路の水族館等に色々ご協力いただいているんですけれども、その辺との協力関係も今後強化しながら、充分に見守っていきたいと思います。

また、度々マスコミ等の取材もおこなわれております。例えば週刊誌のプレイボーイとか、そこら辺にも挙げられた事があります。人に噛み付く人を危険な生き物であるというような、そういう報道もされたりしております。そういう事で、そういう興味本位に取り

上げられますと、やはり、盗難や密漁や、更にはいたずらに生息環境を脅かすというような、そういう事が起きて来ると思います。法律で保護すべき対象であると言うことを、各方面において充分にご理解をいただき、今後とも引き続き生息状況を見守ることが最も重要な事ではないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） それでは、最初ですね、特定財源の事についてお伺いいたします。この事につきましてはですね、もう既に大都市とかその各市町村によってはですね、こういう取り組みをされておりますけれど、今町長の答弁の中でですね、一企業の宣伝とかについてはですね、あまり好ましくないという答弁でございますけれど、一企業に限らずですね、やはり公募をしてですね、そういう事をやろうとしますので、そういう応じる所はないんですかという事を呼びかけてでもですね、持って行く気はありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） はい、あの、まあ、当然町、公共施設ですから、そういう事をしようとするればですね、広く公募をした中で、そのやらなきゃいけないんですけども、それにしてもですね、町の建物や町の公用車にですね、宣伝、企業の広告を載せて走るとか、またその建物に広告がしてあるというような事はですね、これはいくら公募をして、またそれに対しての対価を払っていただいたとしてもですね、私は、そこまでね、行政として、私は、あまりやるべきではないなという感じはしております。その財政的にね、非常に厳しいって事は、当然あるゆる形で経費の節減等々に収入の増をはからなきゃいけないという事は充分認識しておりますけども、それは最後の手段ではないかなという感じはしております。ただ、広くね、広告ですから、その広告を載せられる方の方も対象、広くその宣伝効果がないと、またそういう事はしていただけませんから、ホームページとか、ま、その広報とかと、広い範囲で配られるような媒体ですね、それに対して、収入もかなり収入が得られるという事であればね、そういう面については、その適当な範囲内ですね、それは取り組む考えてもいいんじゃないかなと、検討はしていきたいという事で、行革委員会の中でもね、そういう点については、議論はしているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、出ましたようにですね、行革の中でそういう事も取り上げてですね、やはり、どう言うんですか、職員の方やら我々の、いわゆる報酬のですね、明細通知の裏にでもね、やはりそういう金融機関の、そういう一つでも入れる事によって、金額は、確かですね、そんなに沢山は望めないかも分かりませんが、やはり、そういう皆さん

が、一つの認識を持つという事が、大事じゃないかと思います。ですから、今はですね、行財政改革をやられておるとい事で、12月にはまとまると聞いておりますが、それらの事もですね、是非早くですね、どういう状態でやられようとしておるかという事の、そのマスタープランも踏まえてですね、教えていただけたらと思います。そして、やはりですね、どう言うんですか、街の名古屋とか、それから横浜なんかですね、市長が特にこういう事に力を入れて、街と田舎とはですね、比較ができない部分もありますけれど、やはり、そういう一つのね、前向きな取り組みによって、我々も少しでも改革し、そして始末もしですね、こうやって一つでも、儲けていこうという取り組み姿勢ですね、そういう事が、やはり大事かと思います。ですから、それはですね、早急に取り組んでいただいて、その今言われたように、インターネットの中でね、佐用町の中にありますように、そういう一番最後の方でも、そういう媒体を通じてですね、入れる事によって、そういう一つのね、経費もできるというような格好の中でですね、進めて行っていただきたいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 先程お答えしたとおりですね、例えば町のホームページ等広告の中でですね、いろんな町の観光施設とかですね、また、その食の色んな食べ物なんかの広告も当然、町の宣伝と同時にね、そういう企業、事業者の広告にもなるわけです。そういう点についてね、そういう広告によって効果のある、受ける、受益を受ける方からもね、そういう使用料をいただくというような事もね、これは、受益者負担という形でね、当然考えていくところは考えて行きたいと思えます。

ただ、まあ今、先ほど言いましたようにね、公共施設である建物とか、そういう中にね、一杯広告を貼るとか載せるとか出すとかいうような事はね、そこまでは、やっぱし、私はやるべきではないと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 分かりました。そしたら早急にですね、また検討していただいて、前向きに取り組んで実施していただきたい。それと行財政改革の中身的には、今のところ、どこら辺まで行ってます。もう発表できるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 一応、素案はできておるんですが最終的な詰めと言いますか、もう一度、職員、管理職をはじめですね、職員との個々の問題点等をもう一度検証するという事で、一応来週に2回程度分けましてですね、それを行って行きたいと。その後、それを総まとめしたものを、今議会中に議員さんの方には配付さしていただきたいなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） それも、さっそくですね、取りまとめて、早く教えていただいて、どういうふうに行こうとされておるかという事をですね、お示し願いたいと思います。

それから、先だってですね、9月議会に上月町とか、その役場の空いた所の分については、何か、その後お考えされた事はありますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 各建物施設のですね、有効活用、これは、今、町行政いろいろと行っていく上でもですね、会議室とか集会する施設とかという部分がですね、不足してる所があります。今後、町のそういう施設のやっぱり活用なり必要な部屋をですね、確保するためにですね、何処をどういうふうに使っていくかという事を、今検討はしております。残っている上月の支所また三日月の支所、非常にまあ、建物も大きいですし、丸々空いてる所もあるわけです。これは、地域の、まずはまあ、その地域の中でね、皆さん方にも、町民の皆さんにも使っていただけるような形にもしていかなければいけないんですけども、やはり、そのまま使えない。やはり、改造とかですね、改修をしなければいけないという部分もあるわけです。ですから、その目的によってですね、そういう事を考えた上で、ある程度の改造費用、投資もしかきやいけませんのでね、その辺は、よく検討しながら考えていきたいと思っております。それと、これからのいろんな団体のですね、合併後統合という、その団体の統合という事も、今検討されている所もありましてね、そういう所もその施設を活用していただく事も、当然視野に入れてね、私は考えておりますので、直ぐ使える所は、今既に使っておりますけどもね、改造しなきゃいけない部分については、今後、充分検討しながら取り組みます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、検討されておるようでございますけれど、その検討期間少しでも短くしていただいてですね、広くその町民なり、そのインターネットで呼びかけてでもですね、どういうふうに、空いた所をですね、有効活用できるかという事をまた早急にやっていただきたいと思っております。それでは、学校の事について、伺って行きたいと思っております。今ですね、小学校で4名と中学校で10名の方が不登校になっておるという事でございます。家庭環境そして体の不調とか人間関係、複合的な事もあって休んでおるという事を、今、聞いたわけでございますけれど、その休んでおる子ども達に対して、今どのような扱いいうんか、どのように接していらっしゃるいうんか、そこら辺は、どんなもんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） お答えします。まず担任が中心になります。親との連携を進めています。それと、ほとんどの学校が小学校では単学級、1年生では1クラスしかないというような事ではありますが、担任だけに背負わずではなくって、管理職も含めてまた先輩の教師、教師集団と言いますか、それぞれの連携をとりながらですね、養護教諭も含めてですね、親とのまず連携、そして子どもにどういうふうに接していくか、子どもと、どう話を進めていくか、などを学校ではしております。それと中学校4校にはスクールカウンセラーを配置していただいております。年間週1回程度なんですけれども、その中で小学校とも連携をとって、スクールカウンセラーも小学校へ行ったりまた親御さんが中学校のスクールカウンセラーに学校へ来てもらって、そして1時間程度いろんな話をしてもらったり、そういう対応をしているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その子ども達ですね、やはりそういう小学校の時からまた中学校でですね、学校に来れないという事は、やはり世の中へ出てですね、そのどういうんですかね、本人が一番困るわけでごさいますね、まあ、そりゃ、親とか家族の事も、それは心配な事でごさいますけれど、やはりですね、1日も早く元気にね、なってですね、学校にも来い、そして世の中へ行けるような格好でね、してやらないと、その子どもが一生ですね、大変な苦勞を伴うと思います。ですから、こちら辺、そういう田舎もですね、そういうような状態が増えてきておるとい事は、そういう一つのね、助言的ないろいろなアドバイスのできる人のね、例えば、どういうんですかね、高雄山の、こう和尚さん言うんですか、あの御住職、体育館や臨時に出られてましたね。ああいう風な方だったら、そういう仏教面の方の、そういう一つの勉強もされておるとし、人間的な苦勞もありますので、できたら、そういう風な方を臨時に言うんか、囑託のような格好ででもですね、やはり、そういう風に持つて行く必要があるんじゃないか思うんですが、そこら辺、如何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） 確かに、議員おっしゃるとおり、この子ども達が卒業して義務教育ですから、中学校を卒業してその後ですね、社会へどう出て行くか、こういう事が非常に心配するところでもあります。私が以前経験した話をしますと、小学校から小学校の低学年2年生ぐらいから不登校がありました。中学校へ入っても、ほとんど出てきませんでした。で、中学校の2年生ぐらいから、ちょこちょこ学校へ出て来ました。しかし、保健室登校でありました。で、卒業式の日、初めて教室へ入りました。その子は、中学校を無事卒業したわけですが、その後ですね、フリースクールへ行こうという気が向いたわけですね。で、1年間フリースクールに行きました。非常に明るくなりましたね。で、後、今は、アルバイトですか、そういう事でここ2年程過ごしておるようなんですけれども、どこかできっかけをつかんでくれておると、そういう事を感じております。それから、色んな方々との相談とかコミュニケーションとか、そういう事が非常に大事だと、今議員おっしゃいましたけれども、私も、そのとおりだと認識しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あのですね、町長とも、よく相談していただいてね、臨時職員というような囑託がええんか、そこら辺ですね、ちょっと特命の人の名前を敢えて出しましたけれども、まあ、それはお許し願ってですね、そういう中々こう人間的にね、立派な方という事で、敢えて挙げさせていただいたけれど、そういう方のひとついろいろなね、アドバイザー的な事も踏まえながらですね、そういう不登校の子は、少しでもね、無くなるよう又学校の方も今後頑張っていたきたい、このように思います。大変かと思えます。しかし、やはり、その子ども達がね、一番不幸になります。ですから、それから、いじめのアンケート等は、取られておりますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 各個人のアンケートを取る事については、各学校未だ全てとはいっておりません。けれども各学校に対していじめの実態調査、これについては、指示をしております。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、我々が小さい時はね、その殴られたり喧嘩したり、しょちゅう、それが日常茶飯事だったんですけれど、今の子ども達はですね、少子高齢化も伴って、縦割りのですね、1年から6年とか1年から3年、まあ中学校の場合は、クラブ活動があって一緒にやったりしますけれど、小学校の場合は、同級生同士というような格好の中ですね、遊んだりして、昔と比べりゃ、当然ひ弱くなっておるんですね。ですから、少しの事で、ああいうような悲惨な事故が次々起こっております。ですから、無記名でもよろしいし、とっていただいてですね、そして、ある程度、昔の5人組というか、そういうグループを組ましてね、そういう中で、誰とでもね、話ができたり、こういう事があるとか、こういう良かった事もあるというような中ですね、そういういじめる事についても、直ぐ分かるような状態の中でね、ああいう悲惨な事が起こらないような、手前で食い止めて、それが解消して、皆仲良くできるような格好の中へね、持って行っていただいたらと思えますんで、そこら辺もですね、考えていただいたらと思えます。それから、やはり、朝食の事につきましても、親が今日日、夜勤とか、そういうありますけれどね、やはり先生が、朝食の事でも、本の事でもね、今、朗読されておると、10分、これは、全ての学校ですか。朗読は。

教育長（勝山 剛君） はい。

4番（岡本義次君） それは、大変いい事です。ですから、こういう事を、常に一つのね、1週間に1冊は読めよというような目標も作ってね、その全校の中で、いいのをね、変わりばんこのような格好で、1人3分スピーチのような格好で、感想を言いなさいと、クラスの中でですね、取り上げて、本をね、今日日テレビとかゲームをする時間は、自分、子

ども達よくやりますけれど、本を読む機会が少なくなったと言われております。ですから、少しでも本を読んでね、本を読むという事は、落ち着いてですね、勉強にも専念できると、いい子に育つというふうに言われてますので、少しでも多くの本を読むようにね、してやっていただいたらと思います。それから挨拶の事なんですけれどね、私達の、私も朝晩、子ども達が行く時、帰って来る時には、自分所の家の前へ出てですね、子ども達帰ってきよんを見ておって、おはようって声かけてやるんですよ。そしたらね、言わんと行ったり、それから、またおはようって、3回ぐらい言っているわけです。そして、声がおはようって返ってきてね、声がこまいてやってるんですよ。変なおっさんで通っとんかも分からんけどもね、それぐらいやってね、そしてやっぱり、子どもって言うのはね、もう繰り返し繰り返しね、声かけて習慣づけてやらないと、それが自分のものにならんやね。ですから、今おっしゃったように、確か、そういう挨拶は、一つのね、人間としての世の中へ旅たった時にね、会社へ行って、挨拶もできんような、職場へ行ってできんような人がね、本当に、その人がね、ちょっと、やっぱりね、今日日生存競争が難しくてですね、就職に行った時でも、ちゃんと挨拶とか例もできないような事はね、本当に就職も。ままだできないような子になってまいります。ですから、挨拶でもできればね、死ぬまで自分の財産として残ります。ですから、そういう事を校長先生、教頭先生、特にですね、門に立ってでも、朝出て来る子ども達に、ちゃんとやるようにね、指導もしてやってください。私も、PTAの会長もさしていただいた時に、参観日にね、門に立ってでもね、こうやって見て、言わなんたら、名札見て、あっ岡本君、明日からはせいよって言ってね、頭撫でてやった事があるんですよ。ですから、そういうような事をね、やはり繰り返し返す事によってね、そして、今日日の時代ですから、変なおっちゃんとか知らないおっちゃんに声かけたらさらわれるとかいうような事件が起きてますんでね、そこら辺も踏まえてね、ものを言わない風潮になっとんかも分からんけど、そやけど、いわゆる登下校のあった時は、今教育長がおっしゃったように、我々大人からもね、声をかけてやっていかないと、子ども達は、それに答えるように、子ども達も常に先生がクラスの中でね、その朝の時、ちゃんと、挨拶も、本を読む事もですね、それから家の、そういう手伝いも、自分の役割いうんをね、我々昔はですね、稲刈りから田植えから全部家の一つの戦力としてですね、今のようにコンバインがあり田植え機があって、お父さん1人してしまうんじゃないかってね、全部手伝いよったんですね。そしたら、今子どもは、机に座っておって、おったら、それが勉強しておるように、親、錯覚しますんでね、そうじゃなくって、やはりね、家でその子どもにあった仕事をさせてね、いわゆる犬の散歩でも、もうこれはお前の責任でやらんという事でね、一つの事を続ける事のね、何でも女の子でも、その食事の後片付け、ちゃんと持って行って、自分がそれを洗ったようにするぐらいね、その参観日の時にね、そういうふうにね、親に言うてやってください。今日日親、自分がした方が早いと言うんは、分かるんやけど、遅くとも手伝わすと、そして、常にね、その子の一つのポジションいうんか、役割というんをね、持っていかしていただいたらですね、そういう何でも習慣づけて毎日、コツコツ頑張る事によってね、自分のものになっていくという事でございますんで、一つお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、5分前になりました。

4番（岡本義次君） それからですね、元気な子にする為に、今言いましたように、時間、ちょっと、自分の体におうたようにですね、音楽でもかけて、先生も校長先生も一緒にね、グラウンドを早い子は5周しようと10周しようといいけれど、体の悪い子やあんまり走れない子が1周しようとね、そういう季節に応じて走ったり、厳寒マラソンいうんですかね、

そういうようなんを取り入れてね、やるような習慣づけをね、縄跳びする子は縄跳びすればええしいうような事でね、一つは、そういう事をしていただいたら元気な子になるし、やはり、挨拶、それから本読みとか、そういう運動する事によって体が元気になって、そして時間を大切にするとか時間を厳守する事によって、一つは自分のやる気ができると思います。ですから、そういう子をね、小さな時から育てて行っていただくように、ひとつお願いしたいと思います。学校の事は、その事で終わらせてもらいますけれど。

その山椒魚の事について、ちょっとお伺いします。天然記念物やで、そのまま自然に放置しておく方がいいという事でございますけれど、あそこについては、夏ですね、湯水期になったりして、水が極端に減る場合がございます。ですから、そこら辺の対策とかいうのは、後ですね、ある特定の人が餌なんか持って行ってやっていただいたり、見守ってくださっておりますけれどですね、今後、そのどのような状態で、やられようとしておるか、そこら辺はどんなものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 先ほども申し上げましたように、今の状況というのが、非常に特別な状況下にあると思います。そういう事で生息場所も、あそこで本当に良かったんかどうかね、一番最初に、そこへ円光寺から持って上がって、そこへ放流したという事が良かったかどうか、その辺をちょっと検討していく必要があるかと思えます。ただ、今の状況でそこに住み着いて健康に暮らしている以上、それを見守っていくのが、一番の方法だと思います。その中で何か異変が起きれば、今度は、他の場所へ移すなり、それから水族館の方で対応を検討してもらうなり、その辺は、考えていかなければならないと思います。以上です。

議長（西岡 正君） よりしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 何か、聞くところによればですね、その今 26.2 キロと 135 センチということでございますけれど、現在では、もっと大きくなってですね、日本で、相当日本 1、2 番ぐらいな感じになっておるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺についてはですね、あまり大げさにすれば、沢山の人がやって来て、対応がでいんから、ちょっと隠してとんじゃいうような事も、ちょっと、チラッと聞いたんですけど、そこら辺はないですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長、お答え願います。

教育委員会総務課長（山口 清君） どういう根拠で、そういう話が出ているんか、ちょっと分からんですけども、我々実際に測ってそういう数字です。それから 18 年度測ってま

せんけども、また状況に応じて測っていけば、先ほどの7年間で20何センチか、こう大きくなってたと、そういう比率で大きくなってんじゃないかと思います。ただ、ちょっと太りすぎという傾向にあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） あと1分、すみません。最後になります。そういう貴重なね、天然物でございますので、水が枯れたりして、死なないような格好の中です。今見守っていただく方が、年もいってですね、高齢になっておりますんで、そこら辺、充分対応を気をつけていただきたいと思います。それから、蛍の里と言いましてね、蛍の事でもね、新聞に書いてくれなという事で、来たら自動車が停滞して困るというような事も聞きましたでね、そういうような事がないようにね、ちょっとやはり、そういう対策ができてですね、自然が潤って、沢山の人に来ていただいてもね、対応できるような作戦、勉強、研修をですね、積んで佐用町の良さをPRしていただいて、多くの人に佐用を訪れていただいてもね、良い町佐用というふうに持って行っていただいたらと思いますんで、今後とも、皆さん、ひとついろいろ、いい知恵をね、勉強、結集してやってください。

以上です。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 続きまして、9番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔9番 敏森正勝君 登壇〕

9番（敏森正勝君） 改めまして、おはようございます。9番議席の敏森でございます。

2点伺いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず始めに、初めに南光支所新築について伺います。南光支所は中安、徳久、三河村が合併し、南光町が誕生した当時の建物で、しかも古材を使用した庁舎であります。合併時は、庁舎内見学もあり、私も小さいながらも覚えておりました。あれから半世紀を越え危険対象物件であると認識しておりますけれど、旧町時代に庁舎建設基金として積み立てもしています。しかし、新佐用町に合併後も新築の話もありましたが、最近では、非常に陰が薄く平成19年度には新築の計画が進むのかどうか伺いたいと思います。

もう1点は、各種選挙の期日前投票所の開設期間の短縮について伺います。合併以前、合併後も期日前投票について全期間の開設をし、以前よりも選挙がしやすくなったと住民の声もあります。投票管理者、投票立会人選任の困難性及び各地区の整合性の問題により期間の短縮あるいは三河出張所においては廃止等を含め協議するということですが、政治をする代表者を定める大事な選挙であります。高齢化が進む中で期間中いつでも自由に投票ができるようにしないと、投票率も下がり、政治に感心がなくなってしまうのは心配であります。この様なことは、率先して決めるべきでないと思うがどうでしょうか。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、お答え願ひします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、南光支所建設について、平成 19 年度には南光支所の建設計画が進むのかどうかというご質問でございますが、南光支所の建物の状況からしてですね、早期の改築が必要であるという認識を持っております。そういう事の考え方から本年度の当初予算におきまして、調査費を計上いたしておりますし、又早く、この計画を進める為に南光支所で勤務しておる職員、皆がですね、一緒に協議をして、支所の周辺整備と位置また機能等と、これからの改築計画をスムーズに又効率良く行う為にですね、大まかな素案を作成を既にいたしております。この素案を基に、基本実施設計また実施設計それから工事関係経費を 19 年度の当初予算に計上したいというふうに考えております。また、今後のそういう素案を基に、大まかなま建築整備計画、設計内容がまとまり次第ですね、議員の皆様方にもご説明させていただき、また地域の皆さん方、自治振興会を中心にですね、お知らせをして、協議もさせていただきたいというふうに考えておりますので、この点につきましては、今年度 3 月までの色々と協議の機会をつくりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、各種選挙の期日前投票所の開設期間の短縮ということの、についてのご質問でございます。議員もご承知のとおり、期日前投票につきましては、選挙当日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の何らかの一定の理由により投票所に行けない選挙人のために設けられた制度で、従来の不在者投票より手続きが簡素化され、投票しやすくなり、期日前投票者も増加しているところでございます。平成 17 年 9 月に実施されました衆議院議員選挙また本年 4 月に実施された町議会議員選挙の実績を踏まえ、開設期間の短縮を現在検討いたしているところであります。それぞれの選挙を実施する中で、投票管理者、投票立会人の選任については、自治会長さんを中心に地区の方を推薦していただいておりますが、地元では、中々適任者が無いという事で、苦慮されている状況もあります。

また、期日前投票の期間中においても終盤の 4 日間に 70 パーセントの方が集中しており、衆議院議員選挙の期日前投票の開設期間 11 日間の投票者数は旧 4 町合計で 3,139 人に対して、町議会議員選挙の 4 日間の期日前投票者数は 3,208 人でありました。このように町議会議員選挙の方が多い状況で、期間前の日数による投票率は、あまり影響がない結果となっております。また、期日前の投票、期間、時間も長いという町民の意見もあり、経費の節減、事務の効率化また行政改革の上でも、やはり検討が必要ではないかというふうに、考えております。

三河出張所については、既に期間及び時間の短縮も実施している状況であり、また投票管理者、立会人についても他地域からの応援を受けながら選任しているところでございます。これらのことから、先般、自治会役員会を開催させていただいた折に、現状を説明し、意見交換をしたところでございますが、再度 12 月中に地区ごとに自治会会長会を開催し、意見を聞かせていただきながら最終的な調整をしていきたいというふうに考えております。

選挙は、当然、政治への参加、代表者を選び町民の意見を政治に反映する為にも、最も重要でありますので PR に努めながら、投票率の下がらないよう努めていく考えでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君）　　まず、南光支所の新築についてでございますが、来年度に建設をするという事で納得をするところではありますが、特に山崎断層による耐震構造物は勿論の事でございます。職員の安全性はもとより機能が麻痺するようでは、地域を守る庁舎とは、言えません。現在の土地に建設するとなれば、町有地を整備し、周辺の非難場所としても、活用できるようにお願いをしたいなというふうに思いますが、内容的に少し分かっておればお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵途典章君）　　支所の整備、改築につきましてはですね、やはり、現在の色々な建物があり土地の形状も、色々と非常に複雑になっております。そういう点、全て総合的ね、やはり整備をキチットすべきだろうというふうに思っております。南光支所には、裏に文化センターがありますしね、そういうセンターは、今後、南光地区のやはり中心施設として充分活用できるようにも考えなければならぬと思っておりますし、又その為には、充分に皆さんが集まりやすい、使いやすい形をつくらなきゃいけないと。それは今回改築する支所建物だけじゃなくってね、その支所の全体の施設が総合的に有効活用ができるような施設を考えたいというふうに思っております。特にですね、防災面でも建物が、当然、耐震化されてですね、安全な施設という事は当然なんですけれども、あそこには機動の消防ポンプ庫もありますし、そういう資材とかそういう物も、置く場所も要ります。そういう、その防災面も考えたね、事も考えなきゃいけないなというふうにも思っております。特に、今現在の状況を私もずっと調査した結果ですね、敷地内に用水路が走ってたり、その用水路の上にですね、建物が建ってたりというような、非常に今では考えられないような状況にもありますのでね、そういう事も、やっぱり、キチットこの際整理をしなければいけないなと思います。施設としてはですね、当然まあ、今後支所としての機能ですから、それに見合う必要な大きさというものがあるわけです。この点について、支所のね、職員皆が、今後、支所としてどのような機能を持ち又それに必要な設備等は、どういう事であるかという事をね、やはり経費の面も、そのいくらかでも掛けれるわけではありませぬので、限られた中で、こう考えていこうという事でね、取り組んでくれておりますので、今のところ建物だけで、その支所の一つの単体の建物だけで考えている部分がありますのでね、後、それを踏まえて、周辺の土地の整備も含めて、総合的にこれからまとめて行きたいなというふうに思っております。それと、先程言いました、防災面での、あそこに機動のポンプ庫が2つの2台入っているわけなんですけれども、その建物もですね、非常に古くなり、雨漏りもしてですね、しております。私は、その辺もね、一応全て、この際キチット整備しておくべきだなという考え方も持っておりますのでね、この点、もう少し整理がつき、まとめ次第又皆さん方にもお示しして、ご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、大体分かりましたが、先程話の中にも入っていましたが、支所機能だけでなく、やはり水防防災を兼ねた本部的なものも望ましいと思いますし、そして、建設にあたっては地域住民の意見も必要ではないかなというふうにも思います。無駄のない温もりのある庁舎が必要かと思えます。支所建設によって、住民の活力が養われて、信頼ある町政が生まれるものと思えますし、先程言われておりました、財政上の問題もありますが、これは、地域住民の願いであり安心感の持てるものを、期待をいたしております。それから、次に期日前投票所の開設期間の短縮についてであります。期日前投票の仕方も簡単でしやすくなっており、非常にこう選挙期間中であれば、何時でもできる。又都合の良い日という事で期日前投票者が、最近は多くなっていると思えます。以前は、不在者投票と言って、投票するのに色々理由を書いて、やっていたわけですが、今は、極簡単な書類ですべてできているという事もございますし、そういった状況の中で選挙が簡単にできるというのではないかなというふうに思っております。この期日前投票と同時なんです。選挙期間中の候補者のポスター看板につきましても、箇所数を減らしても良いと思えますし、所によれば1集落に多い所で、4、5箇所ありますが、集落によっては条件も違いますけれども、1、2箇所が良いと思えますし、これは、選挙公報が各家庭に配られるので、あまり必要はないかと思えます。これらの費用の節約は考えるべきだなというふうには思えます。しかし、投票管理者、先程も話ございましたが、投票立会人については、選任の困難性という事でございますが、役職にある人でなくても良いのではないかなというふうにも思えますけれども、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵道典章君） この期日前投票の考え方として、ちょっと私の感じですが、今まで考えてきたところをお話させていただきたいんですけども、現在の期日前投票、告示があって、もう翌日からですね、何時でも投票ができる。それも、期間もですね、8時30分からですか、8時30分から夜8時まで約12時間ですね、まだ、実際候補者のですね、選挙公報も見ず、色々な話も聞かずですね、選挙運動をされる、その事もね、選挙について、色々候補者からの情報無しですね、そのいつでもできるという事自体、私は、おかしいなという感じは持っておりました。当然、その現在の参議院にしても国勢調査ですね、衆議院にしても、非常に長い期間の間があるわけです。期日前投票所を開設してもですね、それは投票される方も、そういう中で、分からないという事では、投票できないわけですから、来られている方も非常に少ない。だから、管理者なり立会人していただいている人も、多分お願いしてですね、1日いていただいても、パラパラ、まあ、当然最初から決められている人は、来られる人もあります。開いてるんですから、来られます。しかし、実際に、その時じゃなくとも、その方々は、その投票率に影響はしない。まず、投票される方も多いと思うんですね。何時でも、そういう管理者なり立会人の方もですね、何でこんな経費をかけて、こんな事をしなきゃいけないんだろうという話が、そこでは、ずっと出てます。私は、その4日間というものをね、期日前投票で、町議会議員の選挙また町長選挙、一番身近な選挙、5日間の選挙期間ですから、4日間の期日前投票日を設けるわけです。私は、それぐらいの期間があればですね、十分にその機能を果たせるし、役割、その期日前投票としてのですね、その選挙をされる方への、その日程調整も、この中でできるんだらうと、それぐらいが、やっぱり一番適当ではないかなという思いはあるわけです。

ですから、期日前投票を全部無くすって言うのではなくってね、やはり、それに合わせる事が必要かなと、ぐらいでいいんじゃないかなという思いは、基本的に持ってます。ただ、これ法律上で決められた事で、当然1箇所、このいわゆる本庁においては、開設してあるわけで、どうしても、その時しか行けない、例えば、海外でも行かれるとかですね、その日にはいない。できないんだという方に対して、そうなればですね、町内に1箇所あればですね、それは、投票の保障はできるわけですから、そういう形で、やっぱり、この点については、やっぱり、考えるべきではないかなというのが、私の思いです。

後、事務的な話をしてください。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 投票管理者あるいは、立会人の方々の制限と言いますか、それは、選挙人、選挙権のある方であればですね、誰でも良いという事になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 投票管理者とか立会人につきましては、誰でもできるという状況でございますけれども、その人を選ぶという事自体が、非常に難しいんじゃないかなというふうに思いますけれど、何とか少しでも長引く方がいいんじゃないかなという風には、私は思っております。事務の簡素化も非常にこう必要かもしれませんけれども、住民の窓口を狭める事は、簡素化とは言えないんじゃないかなと思います。期間を短くすれば、人件費も確かに少なく済むけれども、政治を金の為にとは言えないのではないかなと。他で節約するところは、幾らでもあるんじゃないかなというふうにも思います。先程も国政選挙の話もありましたし、知事選、県議選につきましては、諸費用全額、まあ来るだろうと思います。ですから、町の痛みは無いというふうにも思います。ただ、町の選挙につきましては、全額町負担でございますので、1票で政治が変わる可能性があるだけに、短縮は避けた方がいいのではないかなという風に思いますけれど、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） ですから、町、一番身近なですね、町が行う町議会選挙、町長選挙については、これは、今までどおりですね、全期間の期日前投票を行うという事で、それに合わせて、国政調査、国政とか県議会の選挙も同じようにして行きたいと、今検討しているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 三河出張所の廃止も含めて協議するという事になっておりますが、三河出張所において廃止の場合、近所の高齢者におきましては、徒歩で行っていたけれども、廃止となるとそうはいかないだろうというふうに思います。外出支援サービスの車を使っても使用料がかかります。それなら1人ぐらい投票しなくてもいいという気になってくる。そのような人が何人もいたとしたら、投票率も下がりますし、どのような選挙であっても、選挙によって左右される大切なものであります。合併して、集約も必要かもしれませんが、住民によって利便性の事を考えれば、不便な事が多くなり、末端行政に力を入れなければ、ますます過疎化が激しくなります。三河地域づくりから考えても、私としては反対であります。こういった事を、先程も言われましたけれども、自治会で説明があったという状況でございますが、説明したのであれば、どのような質問があったのかなというふうにも思います。町がする事だから仕方ないと諦めの姿勢なのか、それとも、まちづくりの一つとしても、今まで通り残して欲しいという事なのか、この点も伺いたいなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、とりあえず基本的な、一応考え方をこういう検討課題として、お示しをして、皆さん、ご意見をいただき、また協議をさせていただきという話を、現在のところしているわけです。ですから、その場では、その課題を色々とお示しただけですね、十分な議論はできておりません。その為に来られてた自治会の役員ですから、代表者ですから、その個人的な代表者だけの意見も出しにくいという点もありましてね、各地域の自治会に持ち帰ってですね、協議していただくという事と今度、各地区毎のですね、自治会長会を開いた中で、またお話を、協議、議論をさせていただきという事になっておりますので、その時にお話になった、一部出ている話はですね、状況は、ある程度理解もできるところもあるけれども、やはり特に、三河とかですね、今言う、投票所だけが、期日前投票が無くなるという事についてだけの問題じゃなくって、その事が他にも、ドンドン、ドンドンね、いろんな施設が無くなり又最終的には支所が無くなるというような事に繋がるんじゃないかと、そういう事を懸念するという意見が、当然出て来るわけです。ですから、そういう点とこの投票という点が、それは同じ一つの事務です、業務ですから、業務が集約されてくればね、そういう事に繋がっていくという心配というのは、分かるんですけども、それは、支所としては、機能としてはですね、今後、ある程度、こういう点については、町としては保障していきますとかですね、そういう点等を踏まえて、キチット整理をしていかないと、全ての事がそのように繋がるんだというような話では、そういう考え方をね、持たれていたんでは、中々ご理解が得られないというふうに思っておりますので、その点を充分お話をさせていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、もう一度検討していただきたいなというふうに思います。

2件について伺いましたが、まちづくりの発祥の地は、やはりその地域のシンボリックな庁舎であったり、あるいは、首長の政治手腕がいかにか発揮できるか、そして、そこに仕える職員の能力が最大限振り絞られてこそ、地域づくりの原点だと思っております。できる限り、地域住民に負担のかからない、納得のいく行政を望んでおります。

非常に短い時間でございますけれども、以上で質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 時間が11時25分になったんですが、まだ昼にも早いような気がしますので、もう一方質問をしてもらおうかなと思うんですが、時間12時が過ぎるかも分かりませんので、その点、ご理解を願いたいと思うんですが、よろしく願います。

続いて、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番の新田でございます。先程岡本議員の方から教育問題についてというか、いろいろとお話がありまして、多少こう重複することがあるかとは思いますが、その辺も、また詳しく教えていただきたいなと思います。

第1点目ですけれども、教育問題についてお伺いします。

番目ですけれども、合併してから1年が過ぎ今までと多少違った教育がなされていると思いますが、皆さんももう既にご承知のように新聞紙上やテレビ等で報道を毎日の様に、いじめについてとか、いじめによる生徒の自殺について伝えておりますが、佐用町においては、いじめについてどれだけ把握されているのか、各小中学校の校長から教育委員会に正確な報告がなされているのか教育長にお伺いをします。

番目ですけれども、小中学校の保護者からよく相談を受けましたが、先生がいじめの原因を作ったり、生徒が相談しても親身に話してくれない又見て見ぬふりをしていると聞いておりますが、教育長は、この問題をどう思うのか、今後どの様にされて行くかお伺いをいたします。

番目ですけれども、未履修の件ですが、各小中学校においては、未履修はないのか。また、不登校による単位の問題はないのかお伺いします。また、佐用町にある唯一の佐用高校については、未履修の問題は無かったのか、参考の為、お伺いをいたします。

番目ですが、小中学校の登下校についてですが、教育委員会としては、交通の安全面、部活より夕暮れの下校については、どの様な対策をなされているのか、特に台風の時や雪の時は休校になる時もありますが、かなり強い風雨時でも下校されている時も、私は目視しておりますが、非常に危険な状況だったと思います。事故が無かったのが不思議だと思いました。今後、教育長は、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

番目ですが、今テレビでもよく教育基本法について話をされておりますが、教育基本法による愛国心の問題について、教育委員会では、どのような取り組みをされているのか、又我が国と郷土を愛する態度を養うという教育基本改正について議論されているが、この言葉の意味を教育長はどのように理解されているのか、お伺いをいたします。

番目ですが、5点について伺いましたが、これからの先生の指導、学校の指導、保護

者との話し合い等があると思いますが、教育委員会として、どのような指導方針を計画されているのか、いじめが実際にあるのかないのか、どの様に把握されているのかお伺いをします。

以上の、ここでの質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。先程新田議員の方から、教育関係の諸問題について御質問を受けました。冒頭にお話がありましたように、個々最近、児童、生徒の命を絶つと、こういう事態に佐用町の教育を預かるものとして、非常に心を痛めておる状況であります。しかし、それぞれの学校現場では、校長を中心に日々子ども達と真正面から向きあってくれていると、この様に認識をしているところであります。しかしながら、教師それぞれが、同じ力量を持ってあたっては、認識しておりません。人それぞれいろんな環境の中で育ち、いろんな経験の中で成長し、教師になっております。そういう意味で 190 余名の教職員全てが同じ考え方向同じ対応ができ、こういう事が非常に難しい事ありますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。さて、ご質問についてお答えさせていただきます。先ほども申しましたように 10 校の小学校、4 校の中学校の中にいじめはあります。その場合、小中学校は、気付いた時点から早期対応をしており、教育委員会にも報告をさせております。いじめは、いじめられている児童、生徒から、あるいは保護者からまたは地域の方々から学校に、教育委員会に、また関係機関に訴えられる中で発覚するケースが多く見受けられます。大切な事は、いかに児童、生徒の言動の変化に気付き、いじめに気付くかという事であると認識しております。この事から議員ご指摘のように、この様な事が無いよう、今後も指導を徹底して参りたいと考えています。また、いじめに気付けば担任教師だけでなく学校長がリーダーとなって、全教職員がまた保護者、教育委員会、関係機関等と情報を共有しながら問題の解決に取り組みたいと考えております。次に、未履修の件であります。町内の小中学校は、学習指導要領に基づいて事業、学校行事等を進めておりますので、未履修という言葉には無いと、未履修は無いと、その様に認識しております。佐用高校につきましては、情報をいただいた中では、未履修の問題はないとお聞きしております。

次に、登下校の問題であります。私も、現職でおりました時に、登下校中に交通事故に遭い命を絶つと、そういう事にもあっております。またそれぞれの勤務しておりました校区の道路事情等につきましては、車で乗って現地を見るだけでなく充分、足で歩きながら危険箇所を点検するなど努力してきたと思っております。これは、それぞれの学校も同じでありまして、できるだけ自分の足で自分の目で確認して通学路の点検、更には危険状況等を把握している。その様に認識しております。そういう中で、登下校の安全点検また登下校指導の徹底又校区の巡視による現地での指導、そういうものを徹底するよう指導しているところであります。また緊急時の下校、登下校につきましては、それぞれ各学校では、地区担当を教職員が持っておりますので、それらを中心にしながら安全を確認しながら、登下校させているのが現状であります。しかし、それぞれ学校の規模も小さくなりまして、広範囲の全ての所へ目が届くと、これは非常に難しい面もあります。その点ご理解を賜りたいと思います。

次に、愛国心の問題であります。国を愛するというのは、必然的にそうなるっていくというような考えを、私は持っております。言い換えれば、まず自分を愛する、そして兄弟、

家族を愛するまた学校を愛する。この学校に来て良かった。僕は、この学校が好きやと、更には、自分の生まれた故郷、佐用が好きや、三日月が好きや、そういう気持ちをまず小中学校で養いつつ、自分の生まれまた生活する日本という国を愛する心、これは当然抱くべきであろうと、私は、そう考えております。教育基本法が目指すところは、自分が住む国、地域を大切にし、そこに住む人を大切にする児童、生徒を育てる事ではないかと考えておりますが、その為には、学校では地域学習を積極的に取り入れて、地域の方々の話を聞いたり、交流を深める中で地域の特産物づくりやひまわりづくりや田植えなどの農業体験をして、国と郷土を愛する心を育む事だと考えて、それぞれの学校で実践をしております。まず、自らが自らを大事に繰り返しになりますが、自らが自らを大事にする心、家庭を大切にし、感謝の心を育む事が重要で有るのではないかと考えております。

次に、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得ると、こういう問題であるとの認識のもとに、日頃から児童、生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、早期発見に努めるよう又いじめが発生した場合は、早い時期に対応する、更には、学校全体で対応するよう町内の各学校の校長に指導をしているところであります。いじめは、人間として絶対に許されないとの認識を、学校教育全体を通じて児童、生徒一人一人に周知徹底し更には、保護者の協力を得つつ、いじめを許さない学校風土づくりに努めてまいりたいと考えています。その為に各学校でいじめ問題への取り組みについてチェックシートで指導体制や教育指導、早期発見、早期対応などの点検をしたところであります。今後既に実施している学校もありますが、いじめのアンケート調査を実施して行きたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 親切にこう、答弁していただいたわけなんですけども、1、2点、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、各小中学校の校長から教育委員会に、いじめ等とか、色んな細かな面について、正確に報告されているかという事も、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、その答弁がなかったと思いますのと、不登校による制度の単位ですね。小学校にせよ中学校にせよ。先ほど、教育長は、ほとんど学校へ来なかったのに無事卒業できたというような発言がありましたけれども、それで世の中へ送り出してええんかいなと、非常に心配をしております。やはりどんな格好であれ、その子どもは受けるべく教育は、親と保護者ですか、よく相談し合ってそれなりに教育はすべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長お答え願います。

教育長（勝山 剛君） 学校長からの教育委員会に対する正確な報告と、この事については、まず第一報告については、不正確と言いますか、充分全て掌握するとは限られていません。その後、不明確なところにつきましては、順次報告をさせ、教育委員会と協議しながら指導する場合があります。そういう事でございます。2つ目の不登校生が卒業認定という事がありますが、これにつきましては、非常に難しい部分があります。高等学校であれば、単位制になっており、ほぼ単位、履修というか時間数、そういう事もあります。中学校、小

学校においても、そういう事を一つの基準としておりますが、義務教育でありますので、やはり、その子どもが、じゃあ留年して将来的にそれでいいのかどうか、以前では、私は直接経験はありませんが、長い間入院治療しておったと。その時には保護者から留年をさせてやってくれと、そういう中でですね、その年度の学習をして1, 2年遅れて卒業したと、そういう経緯も聞いておりますが、親の願い子どもの願いそういう物を聞きますと、非常に卒業認定には難しい言うんか、苦慮するところもありますけれども、学校としては、本人の将来的な物を考えながら卒業認定しているところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 実際は、まあ東京とか、こないだもテレビでやっておりましたけれども、夜間中学校等を設立されて、そこで不登校の子が、よく通い出して、高校にも行くような力付けたというような事も、お聞きしております。そういったような事で、この佐用町では、そういう事はできないと思いますけれども、先生が良く頑張っておっていただきたいなと思います。子どもは、国の宝であり町の宝でもあります。もし子どもが、いじめにより不幸な事件が起きた場合、新聞テレビ等では、知らなかったとか報告が無かったとか、答弁し、後から教育の関係者がお詫びの会見をしておりますが、このような状態を見て、教育長はどのように思われますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に、答えにくい部分もあるわけですが、私は、教育長として職をいただいている以上、正直にそういう時に直面した時には、答えたいと考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 私は、佐用町内の小学校でもいじめがあると聞いております。教育委員会として、本間に真剣に調査されたのかどうか、もし調査される計画等があれば、どのような事をされるかという事をお聞きしたかったわけなんですけど、先程アンケートとか、いろいろとこう、何か苦慮されているというようなお聞きしたんですけども、いつ頃から、まあ、そういうキチットした事をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） 今回、ここ9月、10月以降ですね、いろんな全国的にいじめの問題がクローズアップして参っております。そういう事も含めて、また県の教育委員会の指導、

そういう事も含めてですね、今回調査をしたところであります。毎月問題行動の調査をしております。これには、例えばですね、今回いじめと認識したという事例が挙がってきてですね、他の学校では、Aという学校ではいじめと認識した、しかしBという学校では同じような内容であってもいじめと認識していないという部分があります。これはどういう事かと言いますと、割と早く解決付いたときですね、子どもと子どもの普通のトラブル、喧嘩とこれ、この認識と同じ様な事であっても、いじめと認識した。この定義はあるんですけども、認識の違い、こういう事で非常に集約が一定しないと、こういう事があるという事は事実であります。しかし、今回そういう、いろんな全国的な事また指導の中でですね、キチットできるだけいじめとしての認識に近くして調査が上がって来たという面もございますので、その辺、ご理解賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 小中学校におかれまして、台風とか地震とかいろんな問題があるわけなんですけども、その様な時の危険マニュアルというような物は教育委員会の方では作っておられるのですか、どうですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長お答えください。

教育長（勝山 剛君） マニュアルにつきましては、教育委員会としてのマニュアルは、行政の立場ですので、学校への連絡それから情報提供、そういう物とそれから各学校は避難所になっておりますので、それに対する物、そういう物をしております。各学校においては、地震、火事、暴風、積雪それぞれ学校、校区の特色に合わせてですね、マニュアルに近いものは作っているとこの様に認識しています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 災害のあった場合についてですけども、生徒に危険防止について指導しているのかいう事は、先ほど答弁されましたので、それはよろしいんですけども、非常にこう、危険な状態の時に下校させておったと。先ほどお話しましたが、目視しております。それと、そうすると先ほど教育長の方からは、担任の先生がそれは指導して、ちゃんと見ておるという事でしたが、実際は、担任の先生は、自動車である子どもを送って、後の子どもは、全て学校の校門の下から帰って来ておった、もうカバンの中はビチャビチャ、服はベチャベチャ、傘は全部反対になってもとった状況の中を帰ってきておるのを目視しております。それも国道の方を帰って来る子、若しくはまた登校路帰って来ると、非常に危険な状態でしたんですけどね、そんな状況を今後はどのように訂正していくんですか。指導されていくんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長お答え願います。

教育長（勝山 剛君） 議員の先ほどのお話以前にも、伺いたんではないかと思っておりますが、特に台風それから強風、豪雨ですね、こういう時の学校現場として、いつ下校させるか、この判断は非常に難しい部分があります。そういう中で、多分議員は、本当に危険な状況を目の当たりにされてですね、非常に憤慨されたんではないかなと思います。今後ですね、子ども達を下校させる時、まずは天候の状況の把握それから通学路の安全確認、これをまずして、後、一斉下校も大事ですけれども、何処からどこの地区から帰らすか、こういう事も非常に大事ではないかなと、私は認識しております。ですから、例えば三日月地区であれば、本郷なら本郷の谷をまず帰して、先生が最後まで見届けるとか、バス通学がありますので、バス通学によってもう少し広範囲の子どもを、低学年は連れて帰るとかですね、その辺の事は、それぞれの臨機応変なですね、対応を各学校に指示してまいりたいと考えております。

なお、低学年の傘をさして登下校するというのは、非常にね、危険が伴います。これは私もした事はありますが、今考えるには、例えば強風の場合だったら、また雨がようけ降っている場合だったら、今日は、もうカバンを置いて帰れと傘だけシッカリ持って帰れというような、何か集中してですね、キッチリ家に帰れるような状況も、対応もしていく必要があるのではないかなと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、最後になりますけれども、テレビドラマの金八先生とまでもいなくてもですね、先生は、愛情を持って生徒と対応し、また保護者共よく相談し、元気で思いやりのある立派な子どもを育成していただきたいと思います。小中学校でキチット教え、心の豊かな思いやりのある生徒に育てて欲しいと思います。学校も生徒も保護者も一緒になって考えより良い子どもに成長するよう努力をしていただき、将来の夢を語る教育を心からお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の一般質問は終わりました。
ここで休憩したいと思います。再開を午後1時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開いたします。
休憩前に引き続きまして一般質問を行います。
12番、大下吉三郎君の質問を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番(大下吉三郎君) それでは、午後腹も満腹になっておるわけですが、一般質問をさせていただきます。協働のまちづくりにつきまして、一般質問をいたします。既に、地方分権の時代を向かえまして、多くの国の権限また事務が国や県から市町村に移譲され、既に地域主義による地方自治の原点に立った地域づくりと、いわば協働のまちづくりが佐用町にも始まってまいりました。大きな期待が寄せられておるところであります。一口に地域の活性化、まちづくりと言ってもですね、それぞれの地域の多様な意義またイメージがあるかと思えます。要は、地域に魅力と活力があり豊かで住みよい住民の誇りと、自信を持った社会、地域づくりすなわち地域づくりであります。要は、地域に魅力と活力あり、豊かで住みよいまちづくりをつくるためには、自身を持つ社会をつくらなければならないと思えます。この点につきまして、佐用町が掲げております協働のまちづくりにつきまして、町長に伺って行きたいと存じます。

一つは、町長の言う、合併直後の今こそ住民自治とは何であるのか。

二つ目は、協働のまちづくり資料の説明が、各集落に対して少し説明不足なのかなと。説明不足というよりも、理解が得ておるのだろうか、どの様な事が地域づくりであるのかというような観点からお聞きしていきたいと思っております。また、この様なまちづくりに、本当にそういった大きな金が必要であるのかどうかと、私は、この点についても、若干疑問は持っておるわけでありまして。但し、否定をするものではございません。その内容等々により、また結果によっては、そういった総括をしなければならないと、そういった時の金というのは、当然、必要であります。

4点目につきましては、旧佐用町の分館制度、各いろいろと社会教育の問題について、進めて来た佐用町分館制度等について、今後どのように取り扱っていくのかと。それを、またどの様に引き出して活用されていくのかという点について伺って行きたいと。

5つ目は、その他まちづくりにつきまして、若干触れていきたいと、この様に存じます。

以上、この場での質問等について終わりますが、よろしく回答を願いたいと存じます。以上です。

議長(西岡 正君) はい、答弁を願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目の合併直後の今こそ住民自治とは何かというご質問であります。住民自治とは、自治体の運営は、その自治体の住民の意志にもとづき、住民の参加によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について、広く住民の参加を促し、地域内の課題を、その地域の住民と自治体と同じ立場で実施することであるというふうに考えております。

地方分権の推進に伴い自治体の自主性、自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められており、従来の住民自治に加え更なる住民の直接参加が必要で、そのために、町では住民と行政による協働のまちづくりを推進しているところでございます。今後ますます少子高齢化が一層進み、自治会活動の限界といわれる集落が発生してくる中、地域住民の連帯感が薄れコミュニティが崩壊しつつある状況で、地域の助け合いや連帯力などが弱まっているように思います。そうしたそれぞれの地域の中で、子育てに関する悩み、介護の悩み、農業、商業に関する不安など私たちの暮らしに密接に係わる問題や課題

を抱えておられます。これらの問題や課題の解決、あるいは今後住民の皆様がそれぞれに充実、満足したいということになりますと、行政の施策だけでは、解決ができないことが多々あるというふうに考えます。地域に住んでおられる住民の皆様が、地域の中での話し合いをされ、課題解決に向けて取り組まれる事に対して、同じ方向で効果的に行政が支援することで、住民の皆様が満足できる、住んで良かったと言える地域に近づくのではないかというふうに思っております。特に日々の暮らしに密着した生活課題については、地域住民の皆様の手で計画づくりから実現まで積極的に参加していただける仕組みづくりが必要となっております。その為には、地域に住んでいる人が、集落や地域の抱える課題や夢を話し合い考えながら皆で「地域のビジョン・夢」づくりを行っていくことが最も大切なことだと考えます。地域の皆さんと行政が、知恵を出し合って「こうなって欲しい」と言う「まち」に住民、行政、企業がそれぞれの役割を再認識し、出来ることを互いに分担しあいながら、協力し合うこと、それが「協働のまちづくり」すなわち「住民自治」であり、人間社会の本来のあり方ではないかというふうに思っております。この為、合併後の今こそ、自らの地域は、自らの手で守り育てる「真の住民自治」がそれぞれの地域で展開されることを願っております。

次に、協働のまちづくり資料の説明が各集落に対して少し説明不足ではというご質問でございますが、協働のまちづくりの推進については、まちづくり課、生涯学習課、支所地域振興課等が協議しながら資料も作成、配布し、それぞれの地域で集落等への説明も行い、自治会等のご協力も得て、地域づくり協議会も設立していただきました。センター長はじめ役員組織も決まり徐々にはありますが、地域での課題を探りながら地域に根ざした活動を行っていただいております。地域づくりに関する具体的な協議や活動が展開されていく中で、各集落、地域住民への参画を得ながら地域の皆様と共に「協働のまちづくり」に関する意識啓発に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、まちづくりに金は必要か。というご質問であります。ここで、行政が住民の方々に対するお願いする「まちづくり」は、以前にも、前にも述べましたように住民自治の意識づくりで、言い方を変えれば「人づくり」ではないかというふうに考えます。自らの地域は、自らの力で守り育てる、活動を住民の皆様が自発的に取り組んでいただくということになれば、行政からの支援は要らない、お金もかからないという考え方もできますが。しかし、その意識づくりや仕組みづくりを行っている現在、その推進していく経費とか、まちづくりに関する助成金制度は、現段階では、当然必要ではないかというふうに考えております。但し、現在の地域自治活動全般に関する助成額や支援制度については、今後地域づくり協議会活動等、地域自治活動の歩みに合わせて見直しや改善を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、旧佐用町の分館制度を進めていくのかというご質問でございますが、旧佐用町の分館制度は、平成 17 年度末で廃止をしており、平成 18 年度より新たな取り組みとして、生涯学習部分の活動を継承しつつ、新たなまちづくり活動を盛り込みながら地域自治活動として発展的に取り組まれているところでございます。このように区域や部分的な取り組みの経緯は、いろいろと相異はございますが、本年の 7 月に誕生いたしました 13 の地域づくり協議会は、それぞれの課題を持ちながら、新たな地域づくり活動に取り組まれているところでありますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番(大下吉三郎君) 町長の申されております住民自治とは何かという事につきましては、若干、私も町長のおっしゃるようになりますね、それぞれの基本、また基調というものについては、理解をある程度しておるつもりでありますけれども、いずれにしましても、新しく今後佐用町が村づくりに対して取り組もうとしておる事がですね、142 集落、自治にですね、それぞれ同じ言葉で持って伝えておるわけでございますけれども、それぞれの自治のノウハウによっては、若干理解できない面、またどのような格好で取り組んでいったら、その町づくりができるんかといったようなものですね、易しいようで非常に難しい内容でございます。ましてや、町が今発行しております、この協働のまちづくり等々の資料につきましてもですね、1 から 20 項目に亘って、それぞれ説明が易しく書かれており、この様な事ですよと、こういう取り組みをすれば、この様な事ができますよとか、まあ書かれているわけです。但しながら、本当にこの事を理解すればするほど、地域でもって、こういった村づくりに対する活動はですね、どうしていったらいいのだろうかという事がですね、中々理解をできないものがあるかと思っております。また、若干、各いろいろな方々との、またセンター長等の話等も聞く中でですね、非常に難しいんだと、どないしていいんか分からないんだと、この様な回答なり話がですね、よく出ておるわけです。今後既にもう合併後ですね、この 1 年が経過して新しい協働のまちづくり、また施設、センターが 13 施設がですね、センターができて、順調に各集落では進められている事と思っております。町の資料のこうした新町のまちづくりの計画また協働のまちづくり等を見る時にですね、先ほど言いましたように、非常に難しくまた易しく書かれておるようでありますが、内容を一つ一つ取り上げて、じゃあ、取り組んでいこうかなと、こういった時にですね、本当に部落として、それぞれの役員さん方と検討しながらの中にもですね、ただ行事を追っていくといったような内容の物はですね、多く出ておるのではないかなと、この様に思っておるわけであります。私達は、過去 40 年余りですね、そういった生涯教育また人づくりから地域づくりに取り組んで参りました。そうした今日ですね、町長にもおっしゃりますように、自分の力で自分達の町は、自分達の村は、それぞれ自分達の手で作上げようではないかという課題が一般住民に全て投げかけておるわけでございます。

佐用町でも、これらについての取り組みが、142 自治会でですね、本当にうまく説明の中で理解をしていただいて取り組んでおるのかなといった物が、若干不安が見受けられておるしだいであります。そういった中で、その後、行政としてもですね、そういった所への指導助言というものが、されておるのか、いないのか、その点について、再度伺っておきたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、お答え願ひます。町長。

町長（庵道典章君） 非常に考えていくと、実際に難しい、中々理解されにくいというふうに、いろいろと議員からもおっしゃるんですけども、この実際、協働のまちづくりというような言葉で言うんですけども、何か非常に難しく思われる部分があるんですけども、決して、私は、新しいこの事ではないと、これは一番基本的にこれまでの各その地域社会の中で、皆が協力し集落をつくりですね、またその集落が集まって村を作り、また町を作りというね、そういう中でもう社会生活を行う、地域の中で営んできた歴史の中で自然に作られてきた、本来、地域社会の本来の姿だというふうに思ひます。ただ、本来の集落のあ

り方が、この近年の非常に社会構造の複雑になって来た中でですね、そして過疎化になり、少子化になってですね、その集落機能が果たせなくなって来たという事の中で、じゃあ、本当に、この集落の中での生活を安定させて安心して暮らせるような形を続けていこうとした時にどうすべきかと。だから各集落においては、既にもう集落のある程度自治というもの、長年の経験、実績によって作られてきて実際に活動がされているわけですね、ただ、その小さい集落だけでは課題が解決できない事が沢山あります。それは、大きくは町として解決をしていかなければなりません、やはり、広がった佐用町、この地域によっては山間部もありますし、またある程度集落の市街地になっている所もあるわけです。だから、そういう地域地域の特色、状況に合わせてその周辺の小さな地域が、ある程度一番、その関係の深い密接な関係を持った地域の中で、その課題を皆で協力しながら改めて考え、取り組んで行こうというのが、13に分けた小学校区というですね、校区ぐらいな、それぐらいな単位で考えていく課題が、今一番必要ではないかなという事で、この地域づくり協議会を設立しているわけです。ですから、そういう考え方で実際には、じゃあ、何をしたらいいのか、これはまあ、改めていろんな事に新しく取り組んでくださいという事ではなくって、何を目的化とすると、その地域の皆さんのコミュニティ、しっかりとした協働意識を作っていこうという事ですから、ですから、それは、その地域でいろんなスポーツ活動したり文化活動する事もありますし、地域のいろんな草刈とか道路を直したりと、安全を考えたりというような事もいいし、何でもそれは、今までやって来た事を含めてですね考えていただきながら、新しい課題もその中から見つけていくべきなんで、初めから、これをやろうとか、これが課題があればですね、当然、その課題ですけども、そういう生活をし、いろんな活動をしながら考えていけばいいんだというふうに思っております。その課題の中から、当然地域でできる事は、地域の中でやっていただきますし、又その事が地域だけではできない、もっと大きなやっぱり行政という形での支援、その制度によってやっていただかなきゃいけない事業もあります。それは、当然、その事を町が一緒になってですね、また町の責任の中でやっていく、実際に実施していくと、そういう事をこれから密接にやっていくと、実施していくと、それによって効率的なですね、無駄の無い、本当に地域の人が望んでいる、その事業なり、その課題の解決に向けた、その取り組みができるのではないかとこのように思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 私もですね、ある自治会長、センター長とも話しの中で、とにかくそういった課題難題というものがあるようであればですね、それは、これ行政と相談して、すべきでありますよと。但し本当に今、町長おっしゃるようになりますね、本当に、その村の中または、その地域を見た時にですね、農業地帯であれば、畑、田畑がですね、草ボウボウであったり、するような所であれば、協働のそういった村づくりの中にですね、畦を綺麗に刈ろうじゃないとか、地域のそういったゴミ等があるようであれば、又難しい難題があればですね、皆で一人一人が取り組める町づくり、これが本当の町づくりであって、ただ単に何か大きな行事をしてですね、物事を進めていこうと、その為には人を動員し、金を使ってですね、今日、何月何日にこのような物をするから集まって、そこで皆でやろうという事が全て地域づくりではございませんよと、本当に地域に合った事を、自然、又

それぞれの立地条件又資源とか歴史とか、その他文化、それぞれの、その土地に合った、昔からの、慣例恒例の良き物といったものをですね、今、こういった、荒廃しておる地域住民の一人一人のですね、気持ちをそこの中で潤うような、行事は子どもから大人に至るまで、どなたが担当しても、それぞれの中で対応できるような、小さな事から始める事が、本当の村づくりであり、人に迷惑なり地域に迷惑をかける事なく生活ができる、その集落であると。またその上に、良いものであれば、他地域の方々にも、うちは、このような事で取り組んでおるんだけれども、一緒にやりませんか、この様な小さな事から始める事が、本当の原点であり、村づくりであるんじゃないかなというような事もコメントも、私の方も申し上げ、ああそうかなというような事もお互いに話す中でですね、今後ひとつ大変ですけども、取り組んで下さいよと。いずれにしましても、行政の方で難しい話なり、こういったいろんなパンフレットいただいておりますけども、この事を熟思しては何もできませんと。お互いにとにかく地域の中での話し合いというものを区長さん中心に色々取り組む事が、それが本当に村づくりなんですよという話をですね、まあしておるわけです。こうして今、ここで言うております金が、本当に村づくりに必要なのかという事も申し上げております。これらについては、そういった内容、話の中で色々とその問題に取り組んだ上でやっぱりこういった事もしていきたいと、皆にも周知し、こういった事も一つの新聞でも作って出そうかなという事になりますとですね、そりゃ、その中には、当然必要な経費なり費用というものは、当然やぶさかではございません。その様なもので取り組んでいる皆さんが、それを周知し、実行できるものであれば、ドンドン使っていくという本当の、金の使い道、初めからあなたの地域づくりは、こんだけの予算をうちまして、そんな中でやりなさいよと言われておるとですね、中々そういった問題が、うまく取りまとめられないのではないかなと、私の地域、校区におきましてもですね、23万8,000円という助成金が出ております。その金道につきましても、どう使っていくんだと、まず金の面から、使う事ばかりの話が出ておった時もあります。そういった中で色々話す中で、私の校区については、ひとつ、こういう事をやろうという事は決まっております。それらが、幸をなすなすかどうかは別として、初めての事でありますから取り組もうという格好で、この12月の24日に取り組んでいこうという事が、今論議され、計画が進められております。そういった13センターの中で、センター長等の役割等についてもですね、この、その後行政としての指導というんですか、そのような事は、センター長については、どのように指導なされておるのか、一つお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） そしたらお答えさせていただきます。

協働のまちづくりにつきましては、まちづくり課、生涯学習課それから支所の地域振興課それから教育委員会も最近入っていただいておりますけども、その中で隔週毎に事業の調整をしながら推進いたしております。その中で、毎週水曜日をセンター長さん方が、その各地域協議会の方へ出ていただいて、その担当内との協議していただいたり、それから月に1回は、全町寄りまして、その中で情報交換なり、そういう事もしております。そういった中で、各地域協議会におかれましては、色々先程から出てます地域課題の吸い上げ方、いろんな事があるんですけども、その辺につきましても、各協議会毎のそれぞれ

のやり方の中で、ワークショップを開いて全部集められた中で、課題を出して行って、それをまとめてこうという流れをしていただいておりますし、協議会もありますし、それぞれのやり方の中で、課題を掘り起こして最終的には、それが地域計画のどこへ結びついていくというように思っております。それにつきましては、極単年度の中ではできない事であって、充分皆の中で共通理解をした中で進めていただくというような事で、協議会長さんも熱心に、それぞれの地域を考えていただいております。それから、担当、携わっております職員も同じ様に協議をしながら、進めさせていただいております。

それから地域担当の職員は勿論なんですけども、それぞれの職員、佐用町に勤めております職員につきましても、それぞれ校区の住民でありますし、その地域の関連もありますので、そういう所にも、全体としてどのように係わっていくかというような事で、地域担当なり管理職も含めた中で先日も研修等もさせていただいたような事があります。そういう事で推進しております。それから協議会の状況等につきましては、12月半ば頃にホームページ等でその協議会の紹介等もしていきながら取り組みの状況も紹介させていただくというような事で進めさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 色々とそれぞれ13センター長を中心にですね、されておろうかと思えます。おると思えます。それでですね、各13施設、センター毎にですね、もう既に計画というものが行政の方に、どういった内容で取り組むんだという事が出ておりますか。教えてください。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） お答えいたします。地域づくり計画は、一から、その課題を掘り起こして、それから分類をしまして、どういう事で住民の手で取り組んでいくかという事がありますので、そう短期間の間には、その計画作りは無理ではないかと思っておりますけども、まあ年度毎の大まかな、こういう事をやっていきますよという計画につきましては、それぞれの中で出てきております。

地域づくり計画は、もう少し時間がかかるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 当然、大きな内容計画なり、まちづくりというものが、地域毎に話されておればですね、当然そういう事はあるかと思えます。まず、そういった、年度毎に、この事については、今年度取り組もうやないかというものについては、出ておるという事でございますから、それぞれのセンター長を中心に取り組んでいただければ嬉しいか

など、この様にも思っております。そこで、センター長なりの方からですね、この協働のまちづくりについての上限を求められた事又予算が足りないだと何とかしてくれんかいと、うちは少ないがと言われてた回答はございますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） センター長さんの活動をされております中で、悩みなりいろんな事もあると思うんですけども、その辺につきましてその担当課なり、担当関係者で分かる事は、そういうお答をさせていただきますし、それから状況によりましたら、他の地域で活動されておられる方とか、一定の講師の方をお呼びいただいたりして、まちづくり実践講座であるとか、そういう活動推進委員さんの研修であるとか、色んなそういう形の中で、そういう事を深めていただくというような事はさせていただいております。それから予算の面では、色々な地域によって差があったりするんですけど、一定の基準を設けておりますし、その活動の状況がそれぞれによって、進度も違います。そういう中で、できるだけ全町的に見て統一した考え方の下にやっていこうという事で、新年度に向けての方針等も昨日担当会も開きまして、その中で調整をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 私のですね、考えなりまた行政の考え、それから地域センター長の考え、色々私もそれぞれの立場の中でお聞きしたりしているわけでありますが、これらがですね、本当に住民一人一人のものになっておるのかなという懸念が非常に心配しております。難しい事をやらないかんのやと、行政から言われたから、せんならんのやという事がですね、非常に重荷にはなっていないかなと、これからの時代においては、本当に自らが取り組みしなければならないという事も町長が言われておるように、その事をですね、センター長通ずる中で、これからも、もっともっと浸透させていただきたいんと、この様に思っております。合併の時にもですね、新しい今後、佐用町の村づくりといった格好の中で、合併による新しいまちづくり、私達の暮らしは、この様にするんだという、このパンフレットも、それぞれの住民に全て出され、それから、その後においても、色んな資料がですね、協働のまちづくり等のパンフレットも出てきました行政は行政なりに、自分達の職員に対する指導また復命資料とか、いろんなこういった協働のまちづくりの文献、それぞれを基にしながら、手探りのような状況の中でですね、今大きな難題を住民に投げかけておるのは事実でございます。それはですね、早くとは言いませんけれども、除々にそれぞれの地域の中で、集落の中で実を結んでですね、これらが活用され本当の新しい合併後の佐用町というものが、芽生えていくように今後行政として本当に非常に努力をしなければならないなど、その一役も私達も、非常に喜んでしていきたいと、この様にも思っておりますわけですけれども、いかんせん、そういった各連携の中で、生涯教育担当の方も課も、

今度、教育委員会から外されて、その中で生涯学習課長という中心の中で取り組み、また村づくり、今町長おっしゃいました、それぞれの関係部署との連携がね、非常に大事ではないかなと、この辺りから住民に対するアドバイスをですね、除々に段々していかないと、それは、まちづくり課担当やがいというような事であってはならないのではないかなと、ある会場の中でこの様な事もあります。金さえもろたらええんかと、金さえもろたら、ほんならどっかの芸人でも呼んできて、そこでグワッとにぎやかにやったら、これもまちづくりかいと、この言われた方については、内容を熟知の上で、その事を敢えて言われたなという事を私は思いますけれども、ただ金を使う為に行事をするんだと、金を使って行く為に何かを皆集めて、何かを、こう物を与えたり、そういうような中で物を作って金を操るものではないかと。本当に自ら、自ずから、その地域づくりものを草刈から、その辺の再三、再四に亘って環境の問題でも、いろいろと野焼きをしてはいけなと。犬の散歩には、こうこうしてはならないとか、いろいろな事を報道もされて、またそれを伝えておりますけれども、その事が地域で守られてくれば、それでいいんじゃないかと、私は思っております。散歩にしても、犬の散歩にしても、どんな散歩の中でも、自分達が健康上の歩いておった散歩の中で石ころがあったとか、ゴミが落ちてた、それを拾って家に持ち帰り処分するんだと、それも村づくりであると。一人一人が本当に手短かにできる村づくりというものを今後よりですね、もっともっと行政の方から推薦していただければと、この様に思いですね、私のつたない質問でございますけれども、本当に住民が一人一人がやりたいと、本当にこうして欲しいと、行政もして欲しいという形の物を提案し、色々この協働まちづくり1項から20項いろいろな事書いておるんです。もう一度この内容等について、調べて、また見て検討すれば、本当にこれ、どないしたらええんやろうと、自分にも投げかけ、私も再三しております。それが本当に地域に繋がるのかどうかという事を、非常に懸念しております。そういった観点から、我々も努力していき、行政もそういった連携の中で、指導鞭撻するようにですね、今後努力していただき、町長の言われておるまちづくりというものも理解する上でですね、今後我々も取り組んでいきたい。ましてや、行政管理者等相当いらっしゃるわけです。お互いの連携を持てれば、必ずやこういった問題は、本当に芽生えて来るのではないかな。このように思っております。いずれにしても、そういった連携というものを、非常に行政の中では、大事にさせていただき住民への説明をしていただくよう私の提案として伝えておきたいなと。つたない一般質問でございますけれども、どうぞよろしく願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言は終わりました。
続いて、6番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は2点。

1点目は、市場化テスト法にどう対応するのかについて伺います。

2006年5月26日に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」いわゆる「市場化テスト法」が成立しました。市場化テスト法は、第1条の趣旨に示されているように「公共サービスを民間が担うことができるものは民間に委ねる」とする民間開放の一つの手段として制度化されたものです。この制度に本町はどう対応するのか。

対象となる事務事業は、地方自治体の取り扱う地方税、戸籍、外国人登録、住民基本台帳、印鑑証明に関する事務とされています。これらの事務が民間事業者によって行われるようになれば、住民の個人情報に侵すおそれがあり、犯罪への悪用もあり得ます。個人

情報保護の徹底は図られるのか。

営利を目的とする民間事業者は、利益を上げるためには、サービスを下げるか担い手の労働条件を下げるしか方法はありません。福祉、教育など公共サービスは、法令によって一定の水準を確保してきたのであり、規制緩和それ自体が法令によるサービス水準の低下を招きかねません。民間事業者のサービス水準の客観的判定はできるのか。

民間事業者が実施要綱と契約に従ってサービスを実施しているかは、地方自治体が「監督」することとされ、調査権限もあり違反があれば契約解除のできるとされています。しかし、事務が民間業者に移り公務部門の力量が低下した中で、違反の有無の調査や把握はできるのか。

入札において「官」側は公務部門の情報を民間事業者に対して開示することが強調されていますが、一方「民」の側の情報は開示される保障はありません。「官」の情報をつかんだうえで競争入札に参加するとなれば、「官」にとって一方的な不利な競争ではないか。

2点目に、食育推進基本法の具体化について伺います。

食育基本法が2005年6月に、与党自民、公明と日本共産党の賛成で成立しました。同法では、食育を「生きるうえでの基本」として、食生活における栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などに加え、食の安全性や海外依存の問題も生じていることや消費者と生産者との信頼関係を構築して地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展などを強調しています。これを受け2006年度から2010年度までお5年間を対象として食育推進基本計画が策定されています。6月議会での答弁では、具体的な策が未だということでしたが、2007年度へ向けてこの計画をどう実施し、推進していくのか。

学校、保育園における食育の推進として、「子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう」として、「食育の指導にふさわしい教職員の設置」、「地域の特性を生かした学校給食の実施」などが明記されています。これをどう具体化するのか。

全国的に地産地消の学校給食が広がっています。群馬県高崎市では、市内53校全部に栄養士を置き、地元の食材で郷土料理が提供されています。栄養士の研究で県産大豆を使った高崎醤油の開発もされました。本町でも地産地消を拡大すべきではないか。

生産者と消費者との交流の促進として、グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受け入れ態勢の整備等があげられていますが、交流促進をどう進めるのか。

以上、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、金谷議員からの「市場化テスト法にどう対応するのか」という、まずご質問にお答えをさせていただきますが、実際のところ、私も良く分かりませんし、直ぐに取り入れるべき状況にはないのではないかとこのように考えております。そういう事で、ご質問に対して、私なり考える総体的にお答えをさせていただきたいなというふうに思うところです。議員もご承知のとおり、法においては、地方公共団体に対して官民競争入札等は義務付けておりませんが、市場化テストは、行政サービスの担い手が誰であるか、官か民かより最も効率的効果的にサービスを提供するものがその業務を担うべきであり、コストに見合った最善の価値の実現を確保するという考え方があります。

その目的は、第1に行政サービスコストを最小化することによって行政の効率化、リム化を目指すこと。第2に、より良き公共サービスレベルを実現することを目指すこと。要するに行政サービスによる利益を受ける住民の立場に立って、真に利用者、住民ニーズに

沿う形の最善のサービスを提供することでございます。その点については、私も当然のことであるというふうに考えております。

第3に、行政の効率化と改革意識の進展で、こういった市場化テストを通じてコスト意識を持つことにより、より効率的に行政サービスを提供することになり、惹いては、従来の非効率な縦割り行政を見直すこととなり、政策目的を効率化させることも目的の一つであろうというふうに思います。議員が懸念されております個人情報の漏洩につきましては「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第25条に「秘密の保持義務等」として第1項においては、事業者等は当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。とあり、また第2項においては、従事するものは刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。と規定されております。また、民間事業者の「監督」にいたしましても同法第26条から第28条等に規定されておりますとおり適切に対処できるものと考えております。民間事業者のサービス水準につきましては、同法の基本理念として、しっかりと明記され、先程ご説明させていただいたとおりでございます。尚、同法の施行を受け、すぐさま本町において実施するという事は、先程言いましたように、考えておりませんが、効率的効果的な行政運営の一つの手法であるとは認識しておりますと言うことで、ご理解賜りたいと思います。

次に、食育推進基本計画の具体化についてのご質問についてお答えをさせていただきます。6月の定例議会において、井上議員にお答えしました時点から大きくは変わっておりません。県においても、本年度食育推進計画を策定予定としており、その後具体的に通知等を受けておりませんが、今後は県の計画を見ながら、佐用町においても方策を検討して参りたいというふうに思います。現在、健康課では、一般住民の皆さんを対象として、職を育む健康教室、6月から、これは月1回また老人クラブへの講話と調理実習また保育園を対象として食育って何だろうとの講話と調理実習、これは各保育園で行っております。また、小学校を対象として保健師による講話また子どもの料理教室これを4回実施いたします。中学校を対象としては、地産地消、大豆、おからの効用との講話と調理実習、各中学校で行います。これなどを実施しております。学校における食育の推進については、栄養教諭の配置が重要な課題であり、学校の県費支弁、栄養職員4名については、1名は教諭免許所有者であり3名については、8月に兵庫教育大学で認定講習を受け、栄養教諭免許取得の予定となっております。今後は、栄養職員から栄養教諭への任用替えなどが行われ配置されていくものと思われませんが、具体的な計画などについては、今の所、県からは示されておりません。地域の特色を活かした学校や保育園の給食については、議員のご指摘のとおり地域の食材を使ったメニューを取り入れていく事は大事な事だというふうに思います。今までも、ひまわりうどん、ひまわりドレッシング、おからコロケ、もち大豆製品、こんにゃくラーメン、味噌せんべいなど佐用の味めぐり給食も行い、地域の特産や野菜の使用などに努めております。また、豆腐の加工体験など食品が作られる過程を学ぶ授業にも取り組んでおります。

次に、グリーンツーリズムを通じた交流促進についてでございますが、農作業体験による交流として、棚田ボランティアである棚田交流人やふるさと村会員を募集しての交流などがあります。この交流については、兵庫みどり公社が窓口となって募集を行い、町は農林事務所を通じて、兵庫みどり公社へボランティアの参加を依頼する仕組みの事業であり、現在6集落において都市住民との交流を行っております。また町内の農産物加工施設や農産物直売所においては、都市住民と共に加工体験などを行うなど交流と親睦を行うための各種行事も行っております。今後も、佐用町から各地へ情報を発信すると共に、交流の促進や地産地消の拡大など国の目標値の実現、実現の為にも、この施策の展開を検討していきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず1点目の市場化テストですけど、町長最初に言われた、直ぐ今取り入れるものではないという答弁が、集約されると思うんですけども、足立区、東京都の足立区という所が国の指定も受けて、ズンズン進めて来たんですね。この度それで、9月、10月に新聞報道でもありましたように、市場化テストから足立区が撤退というような報道もありました。それは問題点の一つとしては、先程質問も出しましたように、情報の漏洩とかね、本間に民間、その町長が言われる、その住民の為になる競争であるのかどうか、その点について疑問点があるという事でもあって、足立区は撤退したと思うんですけども、この6つの地方自治体の抱く事務についてね、特別にそういう事務だけが民間に開放されるというふうに、市場化テストではなってるんですけど、具体的にその数字としてお伺いしたいんですけども、住民票の交付やそれから後、印鑑証明など6つの事業の交付の事務ですね、それで佐用町だったら、今どれぐらいの数が、それ事務として、数としてどれぐらいなんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） ちょっと風邪で声が聞きにくいと思うんですけども、これ町全体ですけれども、戸籍謄本が3,485。これ4月から11月末までのものです。それから戸籍の抄本が1,550。それから除籍ですね、の謄本が3,683。それから同じく除籍の抄本が55。その他の証明として144が戸籍関係です。

それから印鑑登録が498。それから証明の方が6,123。それから住民票が6,596ですね。

それと現況証明、これが31件。と、その他の証明が204件合計で6万1,600件でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その課長が説明されたように、4月からでも6万1,000件ぐらいの事務を町として今までやって来た事ですけども、その市場化テスト法では、業務内容については、交付の申請受理とか内容確認、発行して良いかどうかの審査、判断、入力、証明の作成、点検、照合、申請者への交付という、いずれのその行政処分的なね、ものは、市場化テストの民間に渡せる物ではないんでね、民間は、その交付するだけであって、ですから、裏側に裏側と言うか、後ろに町の職員は、ちゃんとあって、民間が前に出るだけですから、その業務の、どこからどこまでが、町の職員がして、その後交付は民間がするのか、二重の手間になると思うんですね。ですから、効率的だとは、この制度としては言

えないと思うんですけど、如何がですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 私もね、やっぱり、そういうふうに全てをね、民間に委託できない。これが当然、行政固有の業務ですね。その事が前提にあって、その後、今いわゆる交付を窓口で、ただ証明を出すだけの業務をね、民間にしてもですね、大きな効率化には、全然ならないと思いますしね、特にこれ6万件と言っても、町民一人当たりによれば、年間1人、単純に計算すれば3件ですよ。毎日の日常的な生活で、毎日係わるものであればですね、コンビにに置いたりですね、何処かに、いろんな窓口を作って住民の生活に便利になると思うんですけども、まあ、役場という窓口があればですね、その住民の、町民の皆さん住民の皆さんが、実際、こういう証明書を交付する、必要な時にですね、それ程、不便はない。それで充分対応ができていくわけですね。ですから、まず、これを考える上で、その前にね、やはり休日であるとかですね、いわゆる今言う、夜間、言えば時間外というような、そういうところで発行ができるかどうか、そういう点について、そういう時間帯について、一部ちゃんと、そのいろんなプライバシーとか、その秘密の保持とかいう確保をした上で、どこかの民間施設に委託をすとかね、というような事は、これはやっぱり考えるところがあれば、やっぱり、そういう方法も一つの方法だというようには思うんですけどね。この私も、市場化テストで、どこまでね、を考えられているのか、これ中々分かりにくいですし、そういう事も踏まえれば、特に佐用町ぐらな規模でですね、そういう事までして、窓口を1箇所や2箇所増やしてみたってですね、たいした大きな利便性に違えへん。全部、どこでもという事になれば、都市部なり人口の多い所であればね、沢山のいろんな所の窓口、いわゆるコンビに、いわゆる先ほど言いましたように、コンビにの様な所ででもできるようになると言うのであれば、かなり便利なんかも知れませんが、そういう事も考え、今の所は考えられませんか、端的にいうと町としては、今すぐ、こういう事に取り組むような考え方は、持っていないというのが、最終の結論なんですけどね。

〔住民課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁。

住民課長（山口良一君） すみません、先程言いました件数が、ちょっと、私見間違いをしております、これ、その他の証明の金額が、6万1,600円という事で、全体の件数の合計はしてありませんので、ちょっと分かりませんが、先程言いました中で、その他の証明が204件ございます。6万1,600という件数は、ちょっと間違いでした。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） はい、はい、分かりました。

町長言われるようにね、市場化テストが、その制度化されたただけであって、国の方としても、これを取り入れるかどうかは、自治体の裁量に任せるという事ですから、町長、今

の答弁でも、答えは出ておるんですけどね、その問題点としては、ひとつ今まで監督できるというのは、一つの第1問目の質問にも挙げたんですけど、監督するというのは、町が、民間と、それから官と部門が、官の中に、その部門があるんですね。競争部門があって、それをまた監督する部門が、町の中にあるという事になりますと、監督する部門も、ある程度民間に移行されますから、その監督する力量が町の中の職員として減ってくると思うんですね。その一つの端的な例が、姉歯問題であった構造計算書の問題ですね。あの中でも、構造計算で問題になった、建築審査の段階で、市の職員なんかが、計算をする力量が無かったから民間に合わせて、ああいうふうに民間から、ああやって姉歯の問題が起こってきた、力量不足だと思うんですけど、そういう危惧もあり得ると町長は認識されてますかね。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。町長。

町長（庵逄典章君） まあ、やはり行政というのは、公、公的なんです、全体の仕事をすると、それは一つのルールに基づいてなんです。そのルールをキチット守るかどうかっていう、この事をやはり、ちゃんと監督するというのも、行政の仕事ですよ。ですからその市場化によって、そういう今までやっていた、行政としてやっていた事も民間でできる事は民間でやっていく事も内容によっては、そういう形ができるんでしょうけども、その事に対しても、今言われるように、最終的には行政として、この全体の社会秩序なり、社会のルールをキチット確保していく、その為にはね、その責任を負わなきゃいけないと。その為に行政が置いてあるという事なんで、その部分は、やっぱり、いつまで、どういう形であろうがね、残っていく事だと思ってますから、その市場化にしていって、監督する力、力量が落ちていくというんじゃないかって、逆に落ちていかないように、やるのであればね、その分は、ちゃんと確保するという事を前提に、やっぱり考えていかなきゃいかんという事だと思うんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その次の問題ではね、どういうふうな質の向上、公共サービスの維持向上しながら経費の削減をすると、一連の構造改革の中でその市場化テストが出てきたんですけど、その質を、そのまま維持向上しながら、経費を下げていく、コストを削減してくなり、相反する、それが一番いいんでしょうけども、それができるような状況ではないんですね。入札する段階で一番大切なのは、何が一番大切かとされてるとしたら、コストなんです。一番安い業者が、それを落札するという事なんです。ですから、質の事は、点数としては、いろいろ指導、どれが入札で落札するかの点数を決めますけれども、その中で、一番大きなウエートを占めているのは、経費なんです。ですから、質の向上なんかは、ちょっと後の方に点数は低く抑えられているから、一番競争するのがコストですから、コストばかりで競争するという事になれば、質の向上は、中々その維持すらも難しいと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） だから、その同じ例えば業務一つにしてもですね、入札をすると。その入札額というものをコストがですね、どのように計算されているか、だから安ければいいというんでなくて、入札をその幾らかかりますかという事で、仕様書という物を作った時にですね、これは、そういう、その安全であるとか、またその質を、ちゃんと保つ、こういうレベルでの業務ですよという、キチットした、その中でのコストですから、ですから、その点は、その実際にそういう指数とか求めるべきその業務の内容というものが確保されているかどうかというのは、きちっと確認した上で入札なら入札として、その中で一番安い所にやらしていくというやり方ですね、その点が一番大事なところだと思うんですよ。だから、ただそこを決めるのにね、中々じゃあ、その辺を、どういう基準で決めていくかという、その決める、また決めていく、誰がそれを判断するかという点が、また非常に難しい点も出て来ると思うんですけどもね、ですからその辺、コストだけの主義だけで、何でもそのむやみやたらに値段がいくら、関係なしに、決められているわけではないと。色々キチットした積算の基に、いろんな業務にかかるコストを一つ一つを積み上げた上で、やはりその中で一番安いコストというものを求めていかなきゃいけないというふうに思うんですけどもね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、一つ一つ点数付けて積み上げて行った中で、そのするんですけど、その点数の配分は、やっぱりコスト面、経費の面に、その重点的に置かれているという事なんですね。東京都で特区として、初めに導入のところで東京都でやったんですけどね、東京都の社会保険労務士会が、その業務を受けたんですけど、その時は、1円入札。落札したのが1円。それで予定価格は640万ぐらい、それ予定価格として見ておったんですけど、1円で落札してコストが一番安い所が受けるんですから、1円でも、それが落札した事になるんですね。なったんですね。ですから、そういうふうになってきますから、本間にそれが1円で入札して、後これ、後、経費は東京都の社会保険労務士会が受けたんですけど、それは、どういうふうに後儲けるか言うたら、1円で取るで儲けになりませんから、どういうふうに儲けるかいうたら、後で適応促進費、成功報酬ですね、後、住民1人とか加入者が増えたら、それに対して成功報酬を払いますと、そういうふうになって、民間側は、そういうふうな儲けの一つの事としていくんですね。初めに、どっちが入札するかいうたら、1円でも入札したコスト面に重点が置かれているんですね。今、町長が言われたように、積み上げて来て点数が、その全体の中で判断するという事ではない。やっぱりコストが一番に、1円で入札した所が、落札してますから、そういう状況なんですね。そういう虞もありますから、建て前としては全体のそれを見て、業者がその能力が有るかとかもしますけれども、結局は、そういう事が特区でやられた場合に、そういうふうな状況ですから、この危険性も、やっぱりあるという認識は持ってた方がいいと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） ですから、その一つ一つね、その係わるその業務によって、また、その入札される、その対象の事業によってですね、条件が違うわけですね。ですから、今

金谷議員が言われた1円入札の裏にはですね、ちゃんと初めから成功報酬が支払われるという事、その事も含めて、やっぱりコスト計算がされて、その金額が出ているわけですから、だから、それは、別に、そういう条件があれば、それはそれで、コストとしては、ちゃんと成り立つ。事業としても成り立つものであるとすれば、それでまた、適切なのかもかもしれませんし、そういう事が全くなくなっただけで、1円で入札する。そんな企業もないはずですから、そんな事がやっていけるわけがない。やっぱり企業としてもちゃんと自分ところの計算、会社を運営して又事業を運営していく為にはですね、必ずコストというものがかかり、その原価計算というものがあるわけですから、その中から、その、それぞれの企業の企業努力によって、いくら安いコストでできるかという事になっていくわけですからね。まあ、その一つ一つ、それは、その事業の内容によっても違いますので、一概にその判断はできないと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 市場化テストについてはね、初めに町長言われたようにね、まだまだ、これ、どういうふうなものかも分からない。その一番初めに取り組んだ、その国が先進的にとして、そのやってきた、その足立区ですらね、撤退するという事ですから、まだまだ佐用町として、どうこういう事でない。危険性を、今制度ができた段階で指摘するという事に留めておきますけれども。次に、食育の関係ですけれども、食育の関係で栄養教諭制度できたんですね。17年度から施行されておるんで。今まで栄養職員という、まあ県の職員であったわけですけれども、それが栄養教諭となって、その栄養教諭の役割としては、食に関する指導と給食管理を一体の物として行う事により、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど教育上の高い効果があると。教諭に対して、そういう事が、教育制度の概要、基本食育の中で、そういうふうに謳われているわけですが、現在、今栄養職員が4名で、本年度中には栄養教諭の資格を取るという事ですけれども、その配置としては、どうなるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） お答えします。今町長の答弁の中にございましたように、栄養職員、今、行政職ですけれども、この職員についても、当然、県費支弁の職員です。県からの県の職員です。その職員が、今教諭の資格を取ろうとして、単位を充足したと。後は、教諭の免許が付与されるわけですけれども、後この教諭免許を取ったものを任用替えしていくのか、もうちょっと増やしていくのか、そういう事については、未だ県の方からの一切のコメントございません。ですから、どういう形でこの免許を取った職員が、今後行政職から教育職に任用替えされていくのか、別の人間が配置されていくのか、その辺も未だ県の方から、全く何も情報が流れて来ないという状況です。ただ想定していく段には、多分この栄養職員が、栄養教諭として配置されるのかなという、そういう考え、感じは持ってますけれども、それ以上のは、ちょっと、今は、分かりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうなん、まあ、今職員がおるんですから、その県全体としてね、栄養教諭を配置替えとかいう事でなしに、今佐用町に4人おられるんですから、その人を佐用町の中でどうするかという事が、現実的だと思うんですけどもね。そういうふうには、できるんでしょうね。できるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） あの、やはり、任命権者県であります。それで、今の県の職員をどういう様な処遇にしていくか、又先程言いましたように、今、行政職員であります。その身分を今度教諭という、教育職に任用替えしていくかどうかというのを、やっぱり県の、これからの県行政の中での取り扱いになって来ると思います。ですから、町が県の職員をどうこうするという様な事は、まずできないと思います。ただ、今までも栄養職員であると共に、やっぱり給食の時に、給食に対するその食に対する指導というようなもんで、既に係わりを持っております。当然。ただ、教諭資格であるかないかという部分での、今後の、まだ拡大されていくだろう、広がっていくだろう、その職務については、県の今後の方向に委ねるところになると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その栄養教諭制度の概要の中にも、その配置についてはね、都道府県委員会の判断によって配置されるとあるんですけども、今までこれ見たらね、佐用町の中の人佐用町の中で、それは県からその配置の事はあるにしてもね、ほんなら町としてはどういうふうに、それを持っていくのかいう事。栄養職員からその教諭としてね、改めて、そういう制度設けて、その権限を持たせようというような事ですからね、身分としては、栄養教諭に準ずると栄養教諭については、養護教諭ね、養護教諭と全く同じいうことですからその扱いになりますから、その町の中で栄養教諭をどういうふうにするかいうのは、町のある程度その裁量は出て来ると思うんですね。ですから今各小学校に栄養教諭が取られるとしてね、栄養教諭がおられる。そうしたら小学校と中学校10何校ですか、ありますね。その中で全体をカバーしなくては、4人でカバーするという事ですから、その配置はどういうふうになっていくんかという、それも計画の中で17年度からは計画立っていかんと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在、議員のおっしゃいましたように4名、栄養職員が、町内に配置しております。1人は佐用小学校、1人は三河小学校もう1人は三日月小学校もう1人は上月小学校、この4人につきましては、現在先程申しましたように、1名は、資格を取得して、3名は、今年度中に取得見込みと、こういう事で現状の中では、来年度については、今の配置を替える予定はしておりません。県からの指導等々がありました時には、それに準じて配置配置替えをしていくと、そういう事です。丁度昭和46年頃に当時の教育委員会に栄養職員が1名配置されたと私は記憶しておりますが、その中で全町の全郡の給食についての献立を作成したりですね、そういう事をして、その中から4名は配置されて、それぞれ旧町を中心にですね、例えば、佐用小学校の配置職員でありましたら、中学校も含めてですね、適宜学校の計画によって給食の指導をしたり食の指導をしたりと、こういう連携は、今までもとっておりまして。更に、まあ、そういう資格を取ればですね、充実していくのではないかなと、そういう認識をしております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、席があるのはね、各小学校4校になると思うんですけども、その栄養教諭の効果的な活用としてね、その文科省の中にもあるんですけども、栄養教諭が配置されない学校も想定されるが、そのような学校においても養護教諭や家庭科教諭などの指導や近隣の学校の栄養教諭が定期的に出向いての指導、地域の人材活用の工夫などにより食に関する指導を充実していく事が望まれると。その出向して行くという事も、旧町毎でしたらね、三日月1校1町、その一つですから小学校も中学校も一つですから、偏りますからね、全体でその出向していく、配置いうんかね、席はそこにあるにしても、どの栄養教諭がどの小学校を担当するか、そういう事も含めた配置もしていく事ができると思うんですが、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） もう、そのとおりでありまして、配置、席をつくらなあきませんので、職員は。便宜上、今4校に配置しているわけでありまして。ですからそれぞれの学校へですね、出向いて行く。また学校の要請によって、当然要請はできると、そういう事です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そのプログラムの中で全体的な食育の中でいう事ですから、そういうふうな学校行事とか、その教えるプログラムの中でも、そういうふうにな、各学校毎に、そのまとめて、どういうふうな、その連携もいりますからね、教諭が出向いて行くわけですから、そういう事も計画の中には含まれるという事ですかね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今後、検討して参ります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それから学校給食ですけれども、その食育の推進に目標に関する事項というのがあるんですけれども、学校給食における地場産物を使用する割合の増加として目標を上げているんですね。平成16年度食材数のベースで21パーセント、学校給食に地場の地場産の食材を利用するというようなのは、21パーセントでした。それを目標では30パーセント以上に引き上げると、計画の中でこういうふうに挙げているんですね。今、現状をお伺いしたいんですが、現状学校給食の中で、地元の食材をどのくらいパーセントとして利用しているか把握しておられますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） パーセントは、ちょっと把握しておりません。しかし、地場産の食材を適宜、できるだけ多く使っていく、お米にしてもそうですし、使っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その学校へ行って、ちょっと聞き取りもしたんですけどね、私、その中で、一番やっぱり多いのは、味わいの里から出ている三日月の小学校なんですね。3割ぐらい、ほなら、極端に言うたら、その食材の中の材料によってはね、100パーセント近いものも利用しているという事もあるんですけど、佐用町内ですら、そういうようなバラつきがありますからね、全体として、これは、教育委員会だけじゃなしにね、農業の問題でもあるんです。この中にこの食育基本法自体がその文科省とそれから農水省とそれから厚労省とその3つの役所にまたがった基本法ですから、その学校とも、それから農業関係、それから健康課とも連携しながらいう事ですけど、給食だけに限ればね、食材は農林に関係してくると思うんですけどね、それを地元産を使うという事ね、それが一つの呼び水になって地産地消がもっと拡大していくという、その方向性も、この食育基本の中では打ち出しておるんですね。そういう事では、食材もっともってね、具体的に、ほならどうして、この30パーセント目標って具体的に挙げてますから、そういうふうな目標に近づく為にはね、どういうふうの方策を考えられるか、それお伺いしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 率を上げていく抜本的な内容ではないかも分かりませんが、やはり必要な物を、必要な数量確保できるかどうかというのが、やっぱり大きな事だろうと思います。ま

あ、お米については 100 パーセント入っておるんですけども、後の生鮮食品、野菜等について、その 21 パーセントを 30 パーセントに引き上げようという事なんですけれども、具体的に時期等も食品の生産される時期もありますけれども、今日日の事ですから、非常に季節に応たその時の食材だけというわけには、中々いきません。そういう事で生産の方も、やっぱりいろんな方策を講じていただくと必要があろうかなと。それからもう一つは、そういう供給面での生産者の中でのやっぱり統合した一つの組織、例えばどこかへ発注かければ、そこで責任持って確保していただけると、そういう権限がある、組織等も今後、生産者の皆さんの中で構成していただくと必要があろうかなという、そういう所が上がってくれば、飛躍的に伸びていく可能性はあろうと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 課長が言われるように、そうだと思います。実際ね、これは山形県ですね、山形県のある町ですけども、その中でその給食センターで、今課長が言われたようにね、農家が企画や品質を揃えて一定の量を計画的に集荷するのは、困難が伴うとしてね、そういう取り組んだ所もあるんです。それを踏まえてね、均質がバラまきが多いクレームが付いたから、それで、その教訓を活かしてその山形のサンサン・畑の会というんですけども、そこでは、農業を振興を担当する町、これは佐用町で言えば、農林振興課ですね。農林振興課が事務局を担って、生産者一人一人の実態を把握して計画生産できるようにしている。そういうふうな連携を取ってね、給食センターなりその所と、連携を、農林振興課と連携をとって、課長、今言われたようにやっておられるんですけども、そういうふうな方向も必要と思うんですけど、これは、町長か農林振興課長にお伺いしたいんですけども、そういうふうな、その農林の関係として、そういうふうな事務局をね、町に置いて、その生産者として給食に地場の食材を使うと。そういうふうな、事の取り組みはいかがでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 現在、佐用、合併後ですね、佐用町の農産物直売所連絡会というのができております。それは実は、昨年 4 月から合併前から要は、4 施設の関係でした。こられたんですけども、今年 4 月から 6 施設、というのは、ふれあいの里上月それから平福市それからひまわり館それから味わいの里三日月それからアグロと J A です。この 6 販売所ですね、連絡会を毎月持たれております。事務局は、普及センターの方で持っていて、今、毎月ですね、1 回会合を持たれておまして、前の議会にも給食の関係が出ておったと思うんですが、こういった生産についてですね、1 販売所だけでは数量が足りないというような事があります。そういった時には、J A とかそういう直売所の方に連絡をとって、数量を確保して納めようといった事も聞いております。今、教育委員会の総務課長さんの方から言われておりますが、こういった組織も今後ですね、こういった組織も、もう少し協力していただくような事も、こちらの方からお願いをしてですね、ある程度、地産地消いう意味からも、地元農産物についても消費していただけるようには、働きかけたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その農林関係の町なりの役場の担当としてはね、これはまた別で高知県の南国市という所がありますけど、高知県の南国市では、地産地消課を設置しておるんですね。その中で自前の学校農園を確保して栽培学習や収穫をした作物の給食利用、先程教育長も言われた事、町長の言われた畑の中で作っていく、その佐用町でも、そういう取り組みがあるんですけどね、具体的に連携したその取り組みが必要だと思っただけですけども、農林課の方でこれは農林課にお聞きしたいんですけども、そういうふうな地産地消の具体的に、する取り組みでそのネックになっている、今まで、あんまりその学校給食にも3割以下という状況ですからね、それが進んで来なかった、ネックとなるのは、どういふふうに、どんなもんがあるかと認識されていますかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） その具体的な把握は、私は未だちょっと、よう確認はしてないんですが、やっぱり、その生産者の、生産者の意向とですね、それから販売所がありますけれども、そういった数量の問題が、まとまった学校給食とか、大きな消費については、そんだけの数量を確保せないといけないというような事がありますけれども、地元で販売所が今のところ6箇所ありますけれども、こういった所での消費がですね、現在のところ全て100パーセント消費しているかと言ったらそうではないというふうに思います。また生産される内容の商品の、商品の品質の問題もあろうかと思しますので、これについては、こういった直売所の方ですね、一応品質管理の方は、一応基準的な事は決めていただこうと思っておりますが、そういった事も管理をしていただいでですね、やっていただきたいというふうに思います。今の事につきましては、また連絡会等でですね、意見も聞かせていただきたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） ネックになっている点というのは、障害になっている点というのはですね、やはり生鮮食品ですから、これを1年間を通してですね、安定して必要な量を必要なだけキチット供給していく、その、そういう、そのお互いの責任ですか、持ってやっていくというね、流通がまあ当然小さな団体が、それぞれ運営しておりますから、中々それに答えられないという事だと思っております。やはり学校給食の方もですね、三日月は、旧1町1給食センターでありますからね、その辺の取り扱いが、非常に、ある程度明確な形でできていたからその30パーセント近いね、その量で供給できたという事だと思っただけですけどね。それは、後は、組織的にそういう事を、キチット整備していけば、ドンドン伸びていく事だと思っておりますし、また学校給食の中でも未だセンター化してない所があるわけですね。で、これは、今後色々なこれからの業務の効率化も含めてですね、学校給食の、やっぱり効率的には、やっぱり、この効率的にやっていかなきゃいけない中でセンターの今後、改めてね、改築をしていかなきゃいけないだろうなと思っております。ただ、これは学校給食だけじゃなくって、今、保育園なんかの給食もありますしね、それからまあ、高齢者の皆さん方への給食なんかもやってるわけです。こういう事も含めて、今後どういふふうな施設で

運営をしていくのかという事で、これも研究しながらね、その中で地元地域からの食材の購入、これも、これは生産者なり、それを流通していく側との生産する側、それから、それを配達したり、きちっと納入していく組織、そういう事をね、含めて考えていけばですね、かなり、きちっとした形で生産、効率よくね、できるのではないかなというふうには思います。今の各学校なんかの給食、そのまま、単独校でやってるとですね、子どもの人数も少なくてですね、非常に、それをお店の方に各学校に配達していただいと。その中から、給食食材でですね、生鮮野菜は別ですよというようなん、ドンドン取っていけば、本当にわずかな物をですね、配達していただかなきゃいけないというようなですね、そういう状態にもなっているわけです。ですから、まあ、その辺、今後学校給食センターというものを、一部老朽化もしている施設もありますしね、学校だけではない他の給食も含めた、やっぱり物も考えていくべきだろうというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 町長の方からね、その学校のセンター、給食センターとか、自己方式の、その比較みたいな事を、チラッと言われたんですけども、この議論は、その今まで議論も含めてと、今、町長が今言われましたからね、あれですけど、その各学校、その給食をどうするか、その食事の喚起して、今後どうするかという、今、議論も、ちょっと起こってきている所もあるんですけども、自己方式の長所と自己方式の短所、センター方式にした方がええんかどがいかにいうのは、これからの議論、これだけで大分時間とると思うんですけどね、その一つ言われているのが、自己方式の長所は、調理完了から食事までの時間が短い。熱い物冷たい物を、そのタイミングで提供できると。それで、自己方式の短所で、今言われたように、コストなんですね、コストがまとめて食材もガバッと仕入れて、大きな、その少ない人数で調理すれば、そのコスト面で安く付くという事なんですけれども、それ程のね、その、何年か、6年程前ですかね、その国の方の方針としても出されたんです。その時に40パーセントぐらいは、自己方式よりもセンター方式のんが安くつくだろう、コストが、言われたんですけど、それから数年経って、改めて今、調べてみたらね、案外、そうではなかったと、コスト面でもそんなに差し支えない。それであれば、多少は差がつかますよ。それで、子どもの教育の上でね、熱い物なら熱い。それから自分の所で作ったやつが、その食材も、そこで、誰々、そのこの近所で作った、誰れさんが作った野菜をこの今、給食で作っているんですよと、自己方式でやれば、そういう事もできると、そういう事も勘案したらね、自己方式かセンター方式か、どっちがいいかというのはね、まだまだ議論があるところだと思います。それは、それとしてですね、予算はね、予算がその食品関連の予算が付いているんですね、文科省それから厚労省それから農水省とあるんですけど、その中で文科省の予算19年度概算要求であります。その中で、地域に根ざした学校給食推進、学校給食推進事業に概算要求で1億6,300万、まあ国としての予算は微々たるもんえですけどね、こういうふうな予算があります。それから、厚労省の、その食育関連の予算としては、国民健康づくり運動の推進いわゆる健康日本21という事業ですけども、それについても7億1,200万、厚労省でその食育関連の予算がついてます。それから農水省では、地産地消の推進として地域のリーダーやコーディネーターの育成、関係者のネットワークづくり等を推進する事業として14億3,900万、まあ農林水産省の予算が一番、概算要求ですけども、一番多いです。食育関連。そのもっと代表的な、その予算の概算要求のやつを、今挙げましたけれども多岐に亘るこの食育関連の予

算がついているんですね、それも町として、いろいろ研究していただいてね、こういうふうな予算がついてるので、国の方の予算は、まだ含まれるかどうか分かりませんが、その概算ですから、その中でできてますから、それを利用して食育をもっと推進していくと、そういう立場かどうか、最後にお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先程国がまあ、推進している健康日本21、そういう話も出ましたので、具体的に佐用中学校と上月中が、17年、18年度と町内のいずみ会と連携して全校生徒ではありませんけれども、学年単位等で実施しております。その中では、地元で生産した食材を使って天ぷらにしたりですね、お吸い物を作ったり、しております。特に、お父さんお母さんも参加を呼びかけてですね、子どもだけじゃなくって、親にも、そういう地産の良さ、そういう物を少しでも浸透していただくという事で実施しております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その点について、一つ確認、よくお互いに認識しておかなきゃいけないのは、学校教育の中でね、地産地消、非常にいろいろと言われて食育という事も言われております。ただ、学校の中での給食というのは、1日1食しか年間180食ちょっとです。ですから、全体、子ども達なり私達が食べる食品の6分の1しか食べてないという事です。だから、今教育長が言われたようにね、この事を、やっぱり、家庭で、もっと、それこそ毎日の家庭の中でね、考えてまた地域でのこの農産物なんかの、やっぱり地産地消という事もね、浸透していかないと、本当に本当の効果はでないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の一般質問は終わりました。
続いて、3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番（片山武憲君） 議席番号3番の片山でございます。それでは、2点につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

まず、第1項目ですけれども、高度情報通信網の具体的な活用計画について、そして防災無線放送について、町長のお考えをお伺いいたします。

どちらの点も、日頃から言うんですか、無線放送特にですけれども、聴いておりますし、高度情報通信網につきましても、今年の春先ですか話が出てまいりまして、いよいよ工事の具体的な言うんですか、具体的な進行も進むような状況でございます。こういう事で、改めて前置きは、長々と、ほんまはしたら格好いいんでしょうけれども、自分自身また分

からんようになつたら困りますので、手元の、皆様のお手元の配付の資料に基づきまして、簡単に述べますけれども、よろしく願いいたします。

まず、今年度から2ヵ年計画で工事が始まろうとしております、高度情報通信網についてでございます。毎日の生活におきまして各種情報の受信そして発信いうんですか、必要不可欠になっております。その事により毎日の生活、隣近所、社会生活でコミュニケーションが図れたりいう事で、大変意義ある事業だと思います。そして具体的にはですね、この項です。今現在予定されておりますテレビ放送、インターネット、IP電話等が明確に予定されておりますけれども、これ以外に町民の毎日の生活に役立つ構想や計画をお聞きしたいと思っております。そしてこの項です。各自治会や集落などに集会所がございますけれども、これに関しましては、大変公共性が強いものでありますので、全集会所をですね、には、一般の方であれば引き込み工事、所定の期限に申し込まないと後日申し込むとなりますと多額な引き込み工事費が伴いますので、この集会所等には、ただちにテレビやインターネットなど利用申し込みの予定がなくても、なくてもですねいう事で、申し込みがなくても配線を言うんですか、引き込み工事をすべきと思っておりますけれども、その点もお伺いしたいと思っております。それからでございます。申込期限後の引き込み工事の費用負担について、一般の家庭でございますけれども、特に旧三日月、旧南光の分につきましては、検討期間も短いという状況でございます。そして、まあ、全町的にですね、全戸加入を目指すのであれば費用の軽減若しくは申込期限の猶予などという事を検討したいと思っておりますけれども、お伺いいたします。そして、大項目2番でございます。防災無線放送につきまして、これまあ、毎日それこそ毎日の生活に密着する貴重な放送を毎日してもらっております。それ更にですね、もっと活用いうんですか、する為にはですね、放送内容を家庭の電話で再度聞けるようにされたいとですね、毎日決まった時間に放送されておりますけれども、やはり、きちっと規則正しくその時間に在宅するような生活様式の方ばかりではないと思っております。そういう意味で、是非とも手のすいた時間で電話番号ですか、そういうダイヤルすれば、同期ですか、その機械の音声でも聞けるようにしていただくと、大変便利な本当に役に立つものとなりますので、工夫をされたいと思っております。そして、この項につきまして、今申しました、電話で再度聞けるようにされたいという、それと共にですね、丁度佐用町の公式ホームページ立派なのができております。そこにですね、また放送内容などプライバシー的な事もありますけれども、元々放送でされるような内容ですと問題ないと思っておりますけれども、その辺される際に検討していただいたらいいんで、ホームページにも放送内容などを掲載されたいという事を提案いたしまして、この席からの質問を終わりたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、片山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、高度情報通信網の具体的な活用計画についてであります。光ファイバーを利用した活用方法については、総務省の発表資料にもありますように2010年に誰もが情報通信基盤を使える社会所謂ユビキタスジャパン政策により老後の不安を解決する介護福祉支援システム、食の不安を解決する食品トレーサビリティ、治安への不安を解決するホームセキュリティシステム等先駆的な利活用方法の開発が進展しているところでございます。佐用町におきましても様々な分野において利活用を検討するため、この平成18年度中に情報懇話会を組織して、今後の活用方法を研究をしていきたいというふうに考えております。

す。次に、各自治会や集落等の集会所等は公共性が強く全集会所に軒先までの引き込み工事をすべきではないかとの質問でございますが、テレビ等が設置されていない集会所も多く、機器類に係る費用、サービス利用料など維持管理面等での問題もありますので、今のところは、一般家庭と同様の取り扱いをお願いをしたいというふうに考えております。

次に、費用の軽減もしくは申し込み期限の猶予についての質問でございますが、通常に引き込みを行った場合の費用を考えますと、最寄の接続点から各ご家庭までの引き込み費用は、概ね10万円以上必要であります。今年度に整備する南光・三日月地域については、平成19年1月末日までに加入申し込みをいただいた場合、加入分担金として1万円を徴収するふうに考えであります。軽減については生活保護世帯と既に光ファイバーを敷設されている地域の共同受信組合加入者に対しては、減免をする予定であります。なお、申し込み期限につきましては、年度内に事業を完了するように総務省から指導を受けておりますので、1月末日の申し込み期限をお願いをしているところでございます。次の防災行政無線放送について、放送内容を家庭の電話で再度聞けるようにされたいとのことですが、夜間休日にあっても役場に問い合わせいただければ、放送内容をお伝えできますので、家庭から電話をいただければ対応していきたいというふうに思います。

次に、町公式ホームページに放送内容を掲載されたいとの質問ではございますが、内容によりまして、ホームページで放送内容を掲載できるように努力をしていきたいというふうに思います。

以上で、簡単ではございますが、片山議員からのご質問、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まず、お手元の資料の順番からでございますけれども、1番のイの項ですね、今予定されております以外のサービスでやはり身近な言葉で、身近な言葉いうんですか、考えて言いますと、住民の健康面、福祉面、安全面、この安全は、先ほどホームセキュリティと出ておりましたけども、そしてまあ、趣味とかそして町民の意見とか要望とか、これは今行政の方で、そういう自治会長さんの方でありますけれども、それ以外に直接に意見が申し上げれるというような、例えば町民からも発信できるような、そういうような意味におきまして、もう少し具体的な構想ですか、具体的なものを事業にすれば、大変立派な高度情報通信網が本当に生きて来るというふうに思いますけども、再度、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この光ファイバーを活用してですね、そういう高度情報という事は、色んな活用方法が可能になってまいります。その為のまず光ファイバーの線を敷設する、これは、一つの道路、動脈を敷設してその活用というのは、また色々幅が広く広がっていくという事だと思っております。その中でね、今片山議員お話のように、どういう、その医療面とかですね、また福祉面、安全面色んな形で考えられると思うんですけども、ただ、これもそれにする為にはね、当然活用をしていく町民の皆さんへの充分なね、活用がされるという下地が無いと駄目ですし、また、当然経費もかかります。ですから、そういう事は、まず、この度一つの基盤整備を行った上でですね、今後その社会情勢又色々

議論、皆様のご意見を聞きながらですね、そういう需要に答えていく活用を、有効な活用をしていきたいなというふうに思っております。そういう事で、今お答申し上げましたように、懇話会をし、いろんな、そういう皆様のご意見を聞く場を作りながらね、そういう動きをしていきたいなというふうに思っております。ただ、この医療面なんかで例えばですね、医療機関や、そういう所と家庭とを結んでですね、家庭から色々と健康相談また診察を受けれるというような、そういう事も実際、今までも淡路の五色町なんかで、既にやられましたよね。ごつつい金使って。まあ、しかし、実際には、やはりね、直接先生に手を取って診てもらったり、話をしないと、そういう先ずは、映像とか通信の中で行うという事は、中々十分に、それで安心できる、満足できるかという事を、そうではないんですね。ですから、この情報というのは、非常に難しく、これで、ほんなら全て情報流しておいたら、それで済む事じゃなくって、やはりそのケアが必要ですし、その裏付けというのは、もっともっとシッカリしたものを、後、またキチット最後は、人と人なり、そういう機関と機関がですね、きっちりとまた直接話をし、伝えていくという場が必要になってきますね。ですから、その辺も含めてですね、本当に、必要な事、効果的な事という事で、これから考えていくべきじゃないかなと思います。それは、まず、いくらでもある意味では必要な事であればでいるわけで、まず敷設、この線の今回の工事をしてあげばですね、そういう可能性が出て来るわけですから、今回は、先ずはテレビという、今一番、どこの家庭でも、必ず無い家は無いわけですから又インターネット情報通信というのは、もう既に、かなりの量で普及しているわけですから、まず、そういう事に活用利用しながらね、そういう、それに付随するいろんな活用の方法は、そういう事で、広げていき、今後、徐々に広げていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まあ、具体的なね、使い方につきましては、先程懇話会など、またあると思います。そして、もっと身近な面でしつこく言えば、例えば、この住民にですね、今回の100パーセント加入、100パーセント加入を目指すと思いますけれども、その際にも、当面は、その3つの柱ですけれども、やはり例えば身近なんで言いますと保育所、小学校などの校庭とか校庭で遊ぶ児童、子どもが遊ぶ様子とか、そういう動く画像でいうんですか、リアルタイムで例えばそんなを、ひとつ流して見れるようなものとか、これも旧上月の議員で、前色んな事を話した事あるんですけども、例えば、そういう身近な事も不可能じゃないんですよ。可能ですよと、そういう事など交えながらいうんですか、それと共に、やっぱ、議員にも、そういう際には、十分な検討いうんですか、チャンスを与えていただいて検討をお願いしたいと思います。そして、次の大きな1の口ですけれども、集会所等の引き込み工事ですけれども、今のところの町長のお答えでは、一般の家庭と同じ様な扱いで、ちゃんとした所定の申し込みがあった上でいう事でございますけれども、やはり費用が多額でございますし、工事するとなると、後でするとなりますし、その点で、先ほどのイの項で関係するんですけども、この引込み線工事というのは、今更、私尋ねるのは、ちょっと恥ずかしいんですけども、引込み線は、いわゆる一対いうんですか、一つの線が入っておれば、後は、屋内設備のどういうサービスから、どういう端末使うかで、装置を付ければ使えるという、それが1本の引込み線で良かったと思うんですけども、そ

の辺の確認をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） お答えさせていただきます。引込み線につきましては、ご指摘のとおり放送用と通信用とありまして、その分をONUを軒先まで設置すれば、放送は見れますし、もう一つは、通信のONUを中へ付ければ通信も可能になります。まあ、それが引き込みでございまして、そういう事の対応は、制度的には、できるようになりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 1本引いておけば、特にFTTH方式ですか、軒先まで光ファイバーというのであればそうだと思います。そこで何故、これをお聞きしたかと言いますと、やはり、先程しつこく言うて又しつこく言うんですけども、今予定されておられる以外で、住民に密着した、こういう事は可能ですよと、サービスですね、をする際には、やはり、その線が張っていないと駄目という事になると思いますけども、そして先だつての臨時議会ですね、この2地域の工事の入札のあれが報告が議決がありましたけども、そこで、確か、私の記憶では、工事費用につき、工事の費用ですけども、引込み線が申し込みがあった所全部含んでいるというような事でお聞きしましたけども、そういう事からすれば、もう一気に、この集会所の件、そして発議の八の方につきましては、一般家庭であっても、最初から全部引いておいたらよろしいんじゃないかと思えます。そうじゃないと又先程の身近な、こういうサービスもいう時に、その際改めて引込み線が無いから、その際には、また引き込みの費用がかかるし、やはり皆さんが家庭で利用、特に家庭で利用されるような同じものを利用される際には、そのお家だけ、また多額の費用とかいう面もありますので、先程この前の工事費用の性質、お聞きしました内容から言いますと、この際全戸、この家は、もう全部やっておくという方が、工事もし易いし、スッキリするんじゃないかと思えます。よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） あの、言われる内容なんですけども、この説明をこれさしていただいておりますのは、加入に基づいて線を入れさしてもらおうという説明をさしていただいております。言うのは、加入、線を引き込みしましてONUを設置しますと、そこでテレビであれば、使用料、通信料が発生しますので月525円の年間6,300円というものが、最低の分でも発生しますのでね、テレビが有ろうと無かろうと、そこで発生してしまいますので、その辺があって、で来るだけ、まあこの際に入ってくださいという話ではさしていただいとんなんですけども、あくまで加入の申し込みをいただいたとこに、入れさしてもらおうという事になります。その集会所でありまして、まあ、仮に接続がその1万円なりで、まあ、そこへまで持って行くんですけども、それにしましても、テレビが有りますと525円と年間6,300円というのは、最低でも発生しますので、その辺だけは、了解を得た中でや

ないと、ちょっと、そういう事にはならんという事で、お話をさせていただいておるんです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） ほんなら私の見解の相違かな。引込み線は町負担で整備管理いう事は、町負担で工事とは書いてないんか。と言う事はですね、あくまでもテレビ若しくはインターネットを利用するという解釈になってしまうということですか。引込み線するとなれば。そうれば、先程またしつこくイの項になるんですけれども、あの、そういう今回の姫路のウインクさんにお世話になります以外の事で町独自のとか、町内の各施設なり結ぶような、なんか、そういう構想出たおりの際には、その引込み線の費用負担などの工事は、想定どんなふうにするのか、想定されておられますか。

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

まちづくり課長（南上 透君） 今のところは言うたらあれなんですけども、ウインクさんと、そのIRUで契約してますので、その打ち合わせ情報基盤設置して、その言われるように、引き込みまでは、工事はいたします。申し込みがないと、その工事をしたら、お金の方が発生しますのでね、放送と通信の方を向こうがサービスしますので、そこへONUを設置してするいう事は、そこへ加入する事になってしまうので、今の段階としては、そういう整備になります。それから後々の事は、ちょっと分かりませんが、例えば双方向の事が出てきて、再度後からいう事になれば、その中でどういう形になるか分らんなんですけども、その時点での、町も含めた工事の中での対応が必要にはなってくるというふうには、思うとんですけども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） ええっと、この前からの何回か機会があって高度情報通信網について、機会があったわけで、今更いうあれかも分かりませんが、あくまでも今回のウインクさんにお世話になる、そのサービス以外には利用は、あつごめん、スッキリします。スッキリした言い方します。ウインクさんのこの3つのサービス以外に町独自の、そういうような事業なりサービスをする際場合には、その辺は、通信網使う事は可能なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） その辺は、未だ詰めてませんが、その中であくまで町と、

それからウインクさんとそこの話し合いで町の意向を示せばね、その中では可能やと思
うんですけど、費用なりいろんな面は発生してくるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） それでは、今の段階では言うんですか、その時点では、今から心配
していて、何も100パーセント加入であれば、そうでも無いんですけども、まあそれを目
指して、充分取り組んでいただきたいと思います。また、これに関してもまた次のいろ
んなサービスに関しましても、またこういう議会にも、そういう充分な、充分な言うん
です、機会を与えていただいて論議さしていただきたいという事でございます。次に
ですね、防災無線放送でございます。今の私の申しましたのに似た対応では、役場の24時間体制
で役場の方へ電話かけていただければ聞けるという、確かに私も直接は聞きに行く事はあ
りますけども、じゃあ、その状況などは、今把握されておられますでしょうか。お願いし
ます。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） こちら考えております内容は、時間内であればまちづくり課
なり、そういう所へ問い合わせしていただければ、こういう放送ですよと言えますし、そ
れから夜間なり日直、昼間ですと、その休日ですとその日直の方に、こういう放送流しま
したいうんを出しておいて、それで答弁、答えをしてもらおうかなという段取りに思いよ
んです。それで、議員が言われよんは、フリーダイヤル的な事だと思っておりますけれど
も、それになりますと、ちょっと経費もかかるんで、今の段階としては、そういう事を考え
してもらいようと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔町長「どれぐらいそういうようなんがあるか言うこと」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） あの、件数については、把握してませんけども、チョコチ
ョこういうぐらいな程度です。えらいすみません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まあ、そこまでは、把握されておられないと思いますけれど、そ
れでもね、こういう時代ですので、フリーダイヤルで料金着信人払いとはまで申しませ
んけれども、電話代は、各自のお家の電話のメーターが上がるんでいいと思うんでうす
けれ

ども、やはりこういう時代ですので、聞けば電話で聞けば教えてくれるという体制が最低限あるようですけれども、やはり、こういう時代ですんで、気軽にダイヤルすれば例えば会社から、会社の休憩時間ね、工作中駄目だすけれども、会社なり出先からでもとか、お家へ、ちょっと帰りが遅なってとかでも気軽に、ちょっと確認したいなというような体制を、私は望んでおるんですけれども、そういう意味ではどうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、防災行政無線で色々とお知らせしている内容も行事の案内とかが非常に多いんですけれども、これは、全体的な事は、ほとんど広報にスケジュール的にはですね、書いて行事予定として出ている部分が多いと思います。それと、1日にですね、これ3回、今同じ事を流してるんですね。で、かなり、その辺は、配慮して夜聞けない人は、朝は聞いていただけるようにと、またお昼にしか、お昼にもという事でね、その辺は、逆に中々逆に多いすぎて、非常にまあ、何回も言うてうるさいというような、言われ方をする部分もあるんですけども、1日にそれで3回の放送を行っておればですね、かなりの人、大部分の人には、それで伝わって、1回は聞いていただけるというふうに、一応、そういう考え方はしております。ただ、それでも分からない人についてはね、町の方に問い合わせいただければ、放送の内容の概略、こういう事をしましたよという事で、そして、また行事等についてね、一番、予定という事については、放送では、キチット長々と言いますけども、何時いつこうこうですという日にちと時間とかだけで分かる場合が非常に多いんでね、そういう対応をしていくことによって、とりあえず住民サービスとしては、まあまあ、それは満足しているのかなというふうには、思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 日に3回も放送のチャンスがあります。ただ、旧町単位いうんですか、そういう種類があると思うんですけれども、特に訃報言うんですか、ああいうお知らせとかが、やはり、その広報見てから分かる事が多いんですけれども、やはりリアル言うんですか、せめてこの機械のトークサービスなり、口の項で述べておりますホームページの掲載等若干時間がかかるかと思えますけど、次の日ぐらいには、もっと今の時代ですから、この電話で聞けるサービスなりホームページを閲覧すれば分かるというような、そういうのを、せめてそういうのを望んでおります。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 放送もですね、今お話のように全町で流すのと各旧町毎に流してる放送と沢山あるんですよ。ですから、それを全部録音して又その電話でお流しするとい

う、非常に手続きと手間ですね又ホームページにおいても、それ全部ホームページに打ち込んでいかなきゃいけないという事ですね、相当大部分の人がね、それを見ていただくという事であればですけども、今、放送で基本的には、1日3回というね、機運があるんで、まだ町民の皆さんも、それをね、そのどの時間かは、1日1回は聞いていただくというね、この事のやっぱりPRが必要ではないかなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 放送内容、3回チャンスあるんですね。ただ、どうですか、機械のトークに録音、これは、元々放送がアナログの音声の録音を元に放送されたと思いますし、これも、トークサービスなどですと、そのまま使えるので、セットさえすればできると思います。そして、ホームページにでも、一々、原稿を一々手打ちで打たなくても、文書とか写真そのまま見た目は写真を載せるようなイメージですか、そのまま読み込むとスキャナとか、ああいう方法で、一々、その原稿とかに基づいて打ち込まなくても、アップ、手軽にできます。そして、それを見るソフトも、大きなそういうソフトメーカーの良く知られたソフトが無くて、無料で昔からあります、誰でも直ぐダウンロードできて簡単に見える、そういう閲覧ソフトも容易に手に入りますいうか、いう事でアップし易い、ホームページに掲載、簡単にできると思うんですよね。その原稿なりを、そのまま写真ぐらいなのスキャナで処理するんがあるんですけども、そういうのがあるんですけども、そういう面で全内容とは言いませんので、やはり、ちょっと広報では間に合わん、ちょっと、こういう訃報があったんやなとか、何回も言うんですけども、せめて、そういうのなどを、お願いしたい。できると思い、技術的にはできますので、いう事で、再度、最後になると思いますけども、その辺、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ホームページの分は、これ各課から原稿で上がって来よんですけれども、その辺を電子データでもらえば、その部分はホームページの方で、それは可能だと思いますんで、そういう処理しますけども、もう1点は、訃報の事なんですけど、旧佐用の分は流してません。それで旧町毎に対応しとんで、その辺だけが注意せんと、問題が起きるかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

まちづくり課長（南上 透君） できる限りの事はさせていただきますけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君)　　そういう事で、最後の最後に、しつこく言いましたけども、そういう事で、当然放送でもしてないような内容を掲載すべきではないと一致しますので、その辺は了解いたします。これ、私は具体的に何点か申し上げましたけども、これにこだわる事なし、今日のこういう将来できるであろうとか、まだ検討であろうという事ありますけれども、これからも、いろんな機会をとらまえて要望していくと思いますので、また議員全員にそういうチャンスの際、充分論議していただいて又住民にとって、いいサービス、いい内容ができたなという事で喜んでいただけるよう、お互いに頑張っていきたいと思えます。どうも長々と、ちょっとしつこい、放送内容についてなりまして、3時で終わろう思っていましたけど、5分の延びましたけれども、最後にインターネットの方にホームページに載せていただけるという事で、よろしく願いしておきます。

それでは、どうもありがとうございました。

議長(西岡 正君)　　片山武憲君の質問は終わりました。
ここで休憩をいたします。再開を3時25分といたします。

午後03時05分 休憩

午後03時25分 再開

議長(西岡 正君)　　では、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて1番、石堂 基君の質問を許可いたします。

あの、はい、ちょっと、松尾議員が、ちょっと病院へ通院の為という事で、3時で帰らせてくれという届けが出てますので、よろしく願います。

石堂議員。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番(石堂 基君)　　1番、石堂です。私の方から大きな項目2点、事前に質問通告をさせていただきます。

まず1点目が本町での農地保全等についてという事で、少しお題目の方は漠然としておるんですけども、小さな項目で3点伺っております。いずれも共通するところで、この地域内の住環境の保全、農地等を含めた住環境の保全。そして又この現状をです、人口の減少する中での移入人口の増加等を考えた形で質問しておりますので、その旨承知おきでご回答いただきたいと思えます。まず一つ目に次年度19年度から始まる、農地、水、環境保全向上対策事業、これに対しては、本年6月以降、各地区、農会等へのいろんな情報が流れ、また事前の説明会も町内で行われております。実際、この町の方の説明会を受けて、各地域、地区での採択申請の意向状況です、これについて現状でお伺いをしたいと思えます。

それから2つ目に、新規就農者の受け入れ等を考慮した、農地法それから農業振興地域法、農振法等の規制緩和についてお伺いをしたいと思えます。本来農地法等で農地の取得

に関しては、当然下限面積の規制があり、中々非農家の方が農地を取得するというのは、困難な場合があります。そうした中でも特に中山間地域に対して、農業を少しやりながら定住したいんやという移入希望、そうしたものに答える為に、こうしたその農地の流動化を促進するという意味で、この農地法それから農振法等の緩和措置ですね、これらについて考える可能性が有るや無いやという事でお伺いをします。

それから3点目、現状町内においては、非常に高齢化率も増加の一途をたどり、また、そうした中で、高齢者の世帯ですね、これらも非常に増加をしております。今後、5年10年、全国的にですけれども、絶滅集落あるいは絶滅地域というような事が言われております。こうした中で当然の事ながら、これまで居住しおった住居が空き家となる、あるいはまた、所有しておった農地が、耕作者が居なくなるというような傾向も出てきております。こうした中で、この空き家そして空き農地、これらについて、どの程度まで今現在、町内で進行しておるのか、そうした情報を町の方が把握しているのかどうかという点についてお伺いをします。

それから大きな2点目としまして、行財政改革等の進捗状況についてという事であげております。12月次年度の予算編成前という事で、非常に大切な時期であろうかと思えますし、町当局においては、それなりの次年度の予算編成方針等も議論されておろうかと思えます。まあ、それにもまして合併直後ましてや今回19年度においては、実質合併後、通年予算を作成する第1回目であります。非常に住民においても合併後の町の方針というものに期待するものは大きくあります。その点を含めて3点を挙げております。

まず一つ目に、行財政改革マスタープラン、これ仮称か本称か分からないんですけども、これまで、この議会等の中でも当局の方の発言、こういうような形で名称が出ておったと思えますけれども、これの策定条件について伺いたいと思えます。

ただ、午前中の質疑の中で現状では素案ができて、一応職員の検討会も、後数回予定し、この12月の議会中に議会の方に対しても報告をするというような発言があったので、もし、これに補足する事が無ければ省略をしていただいて結構です。

それから2つ目に、次年度に向けた行政組織の見直しについてお伺いをしたいと思えます。これまあ、ちょっと漠然としておるんですけども、特に当局の方で検討をしておる重点项目的なところですね、これについて具体的な項目であれば教えていただきたいと思えます。

それから3つ目に、町の総合計画の策定状況について、これについては、3月ぐらいだったと思うんですけども、この計画を策定するに当たって審議会を設置したという事で、広報等で情報を私も見た限りそれ以降、特にこの内容について、耳にしたことが無いという事で、現状の中でどういうふうに進んでおるのかという事でお伺いをしたいと思えます。

以上、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。まず、山村地域での農地保全等についてでございますが、農業の持続的な発展と多目的機能の健全な発揮を図るためには、効率的、安定的な農業構造の確立と併せて基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然環境機能の維持、増進をする必要があります。このような中で、農地、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難になってきている現状を

踏まえ、地域において農地、水、環境の良好な保全と質的向上を図るため地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する農地、水、環境保全向上対策が平成 19 年度より実施をされます。この事業を行うにあたっては、自治会長、農会長を通じて地区説明会を実施し、活動希望集落のとりまとめをさせていただき、現在各地区で地域にあった活動計画を策定をさせていただいているところであります。現在の活動希望集落は 88 集落で対象面積は概算で 1,000 ヘクタールとなっておりますが、集落内の話し合いにより活動集落及び対象面積には、今後若干の変動があるものと考えております。

次に、農地の取得につきましては、佐用町では 40 アールが下限面積であります。しかし、現在、県でも下限面積の見直しの検討が行われており、佐用町農業委員会においては、今後、下限面積を軽減する方向で検討されており、そうすることによって農地の流動化の促進と荒廃の防止に努められるのではないかとというふうに考えております。また、利用権の設定につきましては、面積要件はありませんので、集積計画の要件が認められれば、貸借による利用権設定は可能であります。

次に、空き家、空き農地の情報把握についてであります。空き家情報把握につきましては、平成 14 年度に各自治会長を通じそれぞれ一斉に調査を実施した経緯があります。

その結果 45 件の情報提供があり翌 15 年度において、所有者の意向調査と意思確認、現地確認調査のうえ、37 件を貸家等登録台帳に記載しておりましたが、現在は滅失や取り壊し処分済により 20 件が対象物件となっております。その中から 4 件を兵庫県との連携事業により「多自然居住サイト」により田舎暮らし住宅の情報提供を行っているところであります。ちなみに 18 年度の照会件数は 19 件で処理件数が 1 件の状況であります。

また、遊休農地につきましては、農業委員会で現地調査を行っておりまして、現在、ほ場整備田においては把握できておりますが、未整備田は把握できていない状況であります。

次に、行財政改革マスタープランの策定状況についてのお尋ねでございますが、本来は、平成 17 年 4 月から集中改革プランを作成することとなっておりますが、佐用郡 4 町が合併に向け、取組みをしておりました関係で、合併後、集中改革プランを作成し、本年中に公表することで、県に対して報告をいたしております。集中改革プランは、総務省より発表されました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。市町村合併に伴い広域自治体のあり方、地方公共団体の果たすべき役割などが問われており、これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められております。地方公共団体においては、新しい視点に立って不断に行政改革に取組みその体制を刷新していくことが必要であるとの指針に基づきまして、佐用町行財政改革マスタープランを 54 名の職員代表者で取りまとめ、現在、最終の調整を行っております。先にも財政課長が答弁させていただきましたが、本議会中に各議員の皆さんにも佐用町行財政改革実施計画案を配布させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、次年度にむけた行政組織の見直しについてのご質問でございますが、行財政改革案及び定員適正化計画で検討をしているところでございますが、少子高齢化が進む中で、社会情勢の変化に伴う、新たな行政需要に対応するための事務事業の見直し、また行政組織の統合等により、常に業務量に応じた適正な職員配置が必要でございます。また、今後、予定される団塊の世代の大量定年退職者を視野に入れ、簡素で効率的な業務体制となるよう弾力的に組織、機構の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、町総合計画の策定状況についてのご質問であります。新町にふさわしい計画作りを目指し住民の皆様から無作為抽出いたしまして2,500名の方、各種団体や高校生などからもアンケート調査を実施いたしました。また、審議会の専門委員によります歴史資産フォーラム、歴史資産巡回バス、県立大学生と町民の皆さんによる町おこし企画など各分野でフィールドワークを行っております。職員によりますワーキングチームの会議や策定委員会を経て、これらのまとめを行い11月25日に第3回目の審議会を開催いたしました。この審議会では、計画前提部分と本編の計画骨子をご審議いただき、各分野の基本骨子がほぼまとまりましたので、今後基本構想と基本計画などを策定していくところでございます。今しばらく、そういう作業がかかりますので、時間をいただきますように、ご理解を賜りたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

まず一つ目の項目で、農地、水、環境保全向上対策の採択状況なんですけれども、まあ、取りまとめの今の概略として88集落、具体的なといいながら、印象になるんですけども、実際にその従来からの活動、集落活動されている地域全体から見て、今の80、まあ90前後の集落の採択申請というのは、どんなですかね、担当課の課長の方でもいいんですけども、もう少し出て来ても不思議じゃないかなあというような印象なんか、それとも、出るべくした地区が、ほとんど出たんかなというような、どのような印象をお持ちですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 地域の取り組みの状況にもよりますけれども、私個人的に思いますのに、集落にですね、そういった農地が2から3ヘクタール以下は非常に難しいかなというふうに判断は、個人的にはしておりました。今回上がって来ておるのは、概ねそれ以上の農地の保有のですね、集落が多いと思うんですが、概ね現在3分の2の集落が出てきておりますので、こちらから思うには、それ相当の集落が出て来ておるのかなというふうな判断はしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 具体的には、未だ国なり県なり採択の基準についての子細というのが示されていない状況かなと思うんですけども、全国的に見ますと、やっぱり、その、これまで転作関係であった色々な補助金関係、当然のことながら削減されて来ています。で、地域での活動資金、個々の営農組合の活動資金、これらに充当するに当たって、やっぱりこの、今回の事業っていうのは、集落においては、財政的には大きなウエイトを占めるもんやと思うんです。特に、そういうような広まりが全国に出て来る中で、県という事

ないですけども、国の段階です、今度採択の段階で、ある程度線引きをされるんじゃないかという可能性が今、出て来ている様に聞いているんです。で、町内で 88 集落、この数字増減あると思うんですけども、これが年明けに出て、で、県等に採択を申請して、同じ様な条件の中でも、こう選別をされる可能性というのは、ありますか。それとも、もうほとんど 100 パーセントその基準にさえ合致しておれば行けるというふうに、要は、その補助金の頭打ちの関係です、そういう様な可能性があるかないか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まあ、金額は表示、表にもう出ておりますので、頭打ちいう事はないと思います。今後です、国からの指針がですね、出て来るのが年末から年明けという事を聞いております。その内容がですね、18 年度にモデル地区として全国で 600 箇所でしたか、そういうような箇所をやっておられる事を踏まえて、指針が出されると思いますので、現在は、そのモデル地区にやってきた内容です、説明、資料も、そういった内容で説明させていただいております。今後心配しておるのは、ともすれば条件がですね、多少変わってくる事も有り得るのかなというふうには思っております、申請をですね、一応町と契約した上で申請してもらおうという事になりますので、私は申請して認可されれば、全ての集落については、対象になるというふうに判断しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ありがとうございます。

取り分け、今後新たに出て来る集落等もあろうかと思えますし、逆に今度、申請が採択になった場合、5 年間のいろいろな事務手続きの中で非常に集落、計画書つくるだけでも非常に煩雑なんで、営農組織あるいは自治会の方で苦慮されているというような実態がありますので、是非引き続き担当課の方で各集落あるいはそうした団体の方の支援をお願いをしたいと思います。それから 2 つ目の、農地法等の緩和策なんですけども、町長の方からご答弁いただきました、本町の方の農業委員会の方でも、その軽減について検討されているという事で、ちょっと不承知だったんで、こういうような質問をしたんですけども、逆に、それが今現在検討されているという事で、是非積極的に進めていただきたいなと思います。まあケース的には、いろんなケースがあろうかと思うんですけども、俗に言う I ターンとか J ターンで、ほんまに小規模な農地と家があったら、何とか来たいんやというような意向を持って問い合わせをされた方もあるように聞いております。そうした時に、ほんまに、少しでも 1 人でも多くの方をこう佐用町に移入する為にも、逆にその軽減策が乱用されて、農地法の本来の趣旨が全うされないというのは、望ましくはないんですけども、農業委員会の方で、是非積極的に進めていただきたいと思えます。

3 点目の空き家、空き農地ですけれども、これ 14 年度に調査をされたというのは、これ佐用郡全部でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） この 14 年度の調査につきましては、合併前の事ですので、旧町単位で、それぞれ一斉にやるという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 一応、全町、全町と言うか、新町において、全てこの計画、調査の中の対象になっているという事なんですけれども、14 年度以降随時の、例えば、隔年で追加調査をするとか、そういう様な事はされてますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） それ以後はしておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 町長の方の答弁を引用すれば、この調査について出てきた結果については、当然県との交流なんかもあって、非常に友好的に活用されているんじゃないかと思うんです。で、当然の事ながら 1 年も経てば、各地域において 1 件や 2 件は増えてきております。是非とも、この機会に追加になるのか新規になるのか分かりませんが、こうした調査を行っていただいて、更にこうした制度利用がされるようお願いをしたいなと思うんですがいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） はい、私自身、1 年 2 年というよりも、随時こう、自治会長さんをお願いはしておるんですけども、一斉調査はやはり 5 ~ 6 年のスパンですればいいんじゃないかと、私自身は思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 非常にその、町が、そういうふうな調査をするという目的の伝わり

方も一律じゃないと思うので、できれば、こういうふうな活用をし、具体的には、こういうふうな事例もあるというような事を指し示して、各自治会長さんをお願いをするという形式を是非、とっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう事で、今お話いただいたようなですね、目的をもってですね、新しいこの方に町の佐用町の方へ来ていただいて、農地をまた活用し又人口対策にもという事で、そういう考え方で取り組んでいきたいと思うんですけども、ただ、これもですね、やっぱり地域の状況を色々とあります。良くその趣旨を理解していただかないとですね、色々な人が誰でもが来られて、地域の皆さんの生活そのものが、色々支障が出て来る、問題が出て来るという所もあるわけです。こういう問題はね、そういう事を、緊急に早くやる事と同時に、もう一方は、地域の中で良く考えていただいて、地域でやっぱり取り組んでいただくという事も必要なんです。受け入れる側としてね、だから、これは、先程のまちづくり、地域づくり協議会、今後のですね、地域のそういう活動の中の一つの課題としてね、やっぱり捉えて、地域、まちづくり協議会の皆さんが、中で地域の一つの取り組みとして、自分達で調査をしていただいたり、また地域の中で話し合っていたら、どういう人に来ていただきたいか、どういう形で受け入れる側、また来ていただく側には、どういう事をお願いしていきたいとかですね、まあ、そういう事を、やっぱりキチットやっていかないとはですね、これまで、まあ、私、前に、そういう事で、ドンドン来ていただいて、空き家対策だ、いや人口対策だという事だけでやりました。やったんですね。やっぱり、それによって、来て、来られた方が、中々地域に溶け込めなくて、もう直ぐに帰ってしまわれたとか、地域との色々トラブルがあったとかですね、地域にとっては、こんな余所の人に来てもらったら困るんだというような話も出てきたんですね。だから、そういう事がありますのでね、今後まちづくり協議会の中にも、そういうこちらから、こういう事考えて欲しいという一つのね、提案の中で課題として取り上げていただくように努力してみたいというふうに、私は、思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 当然の事ながら、そういう利用希望があった場合は、個別対応になりますので、地域あるいは、所有権者等になろうかと思えます。ただまあ、その 14 年に実施された成果というものが、ある一定の、ああ、14 年に実施された調査に基づいて、ある一定の成果が出てますのでね、当然の事ながら、それは更新して新しい情報を入れていく、町自身もそういうふうな情報発信をする場としてね、ただ、その中から選りすぐって、利用者が求めた場合、それは地域で個別対応ですよというのは、当然の事なんで、ただ、その情報について 14 年度という事になれば、もう既に 4 年経過しております。で、近年の状況から言えば先程も言いましたように、1 年で 1 集落に、1 年とは言いませんけども、2 年に 1 件ぐらいは出て来る状況にあります。相当数のこの数の変化はあると思えますの

で、是非積極的に再更新、再調査という事で、お願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 先程答弁いたしました、5、6年というスパンを言いましたけれども、それが15年で町の方が所有者の方、或いは相続人の方の聞き取り調査をしながら、調査を実施しております。で、5、6年と言えば、来年、再来年という年になって来ますので、また、その時分になろうかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） はい、是非また新年度の事業の中で検討をしていただきたいと思えます。続きまして、行財政改革の方で、3点程お伺いしております。

まずその内の一つ、行財政改革マスタープランの策定状況についてという事で、これ財政課長の午前中の答弁で理解をしたいと思えますけれども、特に確認をしたいんですが、町長が、これまで6月、9月の一般質問、議会等の中の答弁で、少子化対策に関連して、そうした少子化に総合的にこう対応する部署の設置も、できたらこの行革プランの中で考えて行きたいというような発言をされておりましたけれども、具体的に今、そういうふうな物は、このプランの中で上がっておりますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、大きな課題としてね、どういうふうに取り組んでいくか、その行革と言っても、やっぱり必要な所には、必要な予算的な事も当然こう伴って来ますので、そういう今後の町行政の方針、課題の中では、十分に検討をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、組織的に、そういう少子化対策に対応していく、総合的な体制という事、これも今度は、行革というよりか、今後の事務事業の見直しとか、適正な職員の配置とかね、そういう中で考えたいという事で、話はして、中で検討はしております。ただ、今直ぐにね、新しい独立したものを作るのか、その既定の課の中でですね、そういう担当する係りを置くのか、そういう事は、全体の人員的な配置もありますので、考えて行きたいと思っておりますけれども、やはり、前にもお話ししましたように、少子化対策というのは、単独の課だけでは、中々一つの事業だけではできないという事があります。いろんな事にまたがって、総合的に取り組みたいという、私は考え方持っておりますのでね、そういう体制は何とか作っていききたいなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 残念ながら 6 月、9 月の答弁、あるいはこれまでの答弁とあまり具体的に変化がない。要は、そのプランの中、あるいは今後のその組織の見直し、あるいは定員の適正化計画の中でという事で、またそれを、是非見させていただきたい、あるいは含めてご検討いただきたいというふうに思います。

3 つ目の町の総合計画の策定状況についてなんですけれども、一応アンケートの抽出、あるいは、その審議会の設立あるいはその策定委員会という事で、先ほどご答弁をいただきましたけども、実は、この 3 月だったと思うんですが、その先程言いましたように、審議会の方、町の方が委嘱する方、あるいは公募の方という事で、こういう策定委員会が、審議会ができましたという事で、広報で目にして以来、私は、1 町民として、こういう総合計画が町の方で策定されているという、その具体的な動き、或いはその途中経過ですね、全く目にする事もないし、耳にする事も無いんです。で、これについてね、これ、もうちょっと、住民の方に、住民と言いますか、議会に対してもそうだと思うんですけれども、公開、公表していく必要があるんじゃないかなと思うんです。現段階で、例えばその、先程答弁がありましたように、もう骨子まで出来上がっておると。要は、一番基幹部分ですよ。そこまで出来上がっておって、住民が知らんし議会が知らんしというのも、これはいかなもんかなと思うんですけれども、ある程度審議会或いはその策定委員会の中の途中経過というものを、折りにつけて、報告なり住民に公開していくというような事が大切じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ご指摘のとおりでございます。こちら状況報告が大変、ちょっと遅れて申し訳ないと思っております。住民の方につきましては、計画の内容までは、公表してないんですけれども審議会のメンバーでありますとか、こういう状況で計画はしていきますというのは、ちょっとホームページでは掲載させていただいております。議会につきましては、一応審議会が 11 月 25 日終わりましたので、その分も含めて経過の中でご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） よっぽど骨まで出来上がった状態で活字にして、じゃ、議会見てください、住民の方見てくださいと言うんじゃないしに、答弁であれば、少なからず 2,500 人の方の住民の方のアンケート結果が取られているわけですよ。で、そうした物を当然の事ながら議会に対して、情報としてね、出す。出していただきたいというふうに個人的には非常に思うんです。で、何故かと言うと、やっぱりその住民もそうですし、議会も当然、そうですけども、合併後の、この中で進められる総合計画の策定或いはその行財政改革のマスタープランというのは、非常に住民生活に密接しておる部分ですよ。ましてや、この合併後の 1、2 年の中で検討され、それが 5 年、10 年というスパンで続いていくわけですから、その事が非常に当局サイドだけである程度進められて、活字になった段階で人の目に触れて来ると言うのは、本来、これまあ、本当に、そこに民意が反映されているのが、住民の立場に立って、これ検討を進められているのかどうかっていう疑問をいだかざるを得ないんですね。今日午前中の答弁の中で、町長が、行革のマスタープランの中で、

町民生活の立場に立ってという事でお話をされました。で、立場に立ってという事であれば、少なからずとも住民との、その情報あるいは、今現在考えている事のやり取りと言うのは、もう少しオープンにされるべきだろうと思います。ましてや、行革プラント言いまして、本当に組織内部だけで、改革を進めていくわけじゃなしに、ともすると住民の租税をはじめ使用料或いは色々な公共料金ですね、そうした物にまで影響してくる。言わば、住民に一番密接した形で下りてくるわけですね。その事について、もう少し住民に対して情報公開をしていくという事が必要だと思います。先程まちづくり課長の方も、この総合計画の策定については、その公開の時期が遅れているという事で、ご答弁いただきましたので、今後とも是非、そうした事を念頭に置いて、早め早めに住民の方に情報を出しながら、或いは議会の方とも意見を交わしながら、一緒になって作っていくという姿勢を持っていただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） ご指摘いただいたとおり、そういう基本的姿勢に立ってやらなきゃいけないという事は、再認識させていただきます。未だこの総合計画についてもですね、今回しましたように、事務的な中で審議会そのものは、第3回という、未だ3回しかできていない中でね、まず、その骨子という事は、その審議いただくのにもですね、大体総合計画というのは、今回新町まちづくり計画を骨子に、その、ほとんど、それが作られていますので、新町まちづくり計画に基づいた総合計画という事の位置づけに当初からなっております。そういう意味でですね、そういう総合計画の中身というものは、ある程度文書化、新町まちづくり計画を基につくったもので、たたき台で皆さんに審議をいただくという形をとったおりましたのでね、こういう骨子ができている、あがってしまっているというような形にはなっている点、この点は、ちょっと通常の町、総合計画、10年に一遍やっていくというような、これまでやってきたんとは、ちょっと、総合計画、新町まちづくり計画は、もう前年度に出来上がって、まだ1年しか経ってない中での総合計画だったという点、ここは、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。それから、この計画案の骨子について、議会の方にもですね、当然中間の一つの案未だ検討案、案として、ご説明をさせていただいて、皆さんのご意見も聞かせていただくという形は、当然取らせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） はい、ありがとうございます。いずれにしましても、過去の事よりも、これから先、当局、そして議会、住民、一体となって進めていかなければならないという事を念頭に置いて、理解をさせていただきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の一般質問は終わりました。

続いて、20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

20 番（吉井秀美君） 失礼します。20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。通告に基づきまして 5 項目の質問をしたいと思っております。

まず生活保護行政のあり方について、引き続いて改正を求めて行きたいと思っております。

1981 年の厚生省 123 号通知、生活保護の適正実施の推進については、生活保護制度の福祉的側面を押しつぶし、戦前の救貧制度同様にできるだけ公的な扶助にしないようにする事が、制度運用の基本にすえられ、生活保護の申請受給のハードルを高くする水際作戦や被保護者に保護辞退を強要する不正受給解消となって、様々な社会問題を生みました。北九州市の八幡福祉事務所管内で 2005 年 1 月に、門司福祉事務所管内で 2006 年 5 月に餓死事件が連続して発生し、全国に例を見ない北九州市独特の目標管理がある事がマスコミでも取り上げられ問題となりました。しかし、今年 11 月には、北海道函館市で生活保護を断られ自らの命を絶ってしまった 49 歳の男性がいます。調査の中で函館市の福祉事務所の相談の内、生活保護の申請に至る割合は、1996 年の 38.3 パーセントから 2005 年の 26.6 パーセントと 9 年で 12 ポイントも減少している事が判明しています。国の生活保護費抑制、生活保護を受けにくくさせる流れと連動しているのです。特異な事例でない事を物語っています。安部政権の生活保護改革は、1、生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。2、母子加算について、就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。3、級地の見直しを行う。4、自宅を保有している者について、リバース・モーゲージを利用した貸付等を優先する事とする。現行の生活保護制度は、抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。可能な限り 2007 年度に間に合わないものについても 2008 年度には、確実に実施するとしており、制度の縮減の方向に向かっています。生活に困窮する人には、再チャレンジのチャンスも与えられないという事なのではないでしょうか。

そこで本町の状況について伺います。過去数年間の相談件数と申請受理数又保護開始数はどうなっていますか。保護申請の理由について、厚生労働省の生活保護動態調査、社会福祉行政業務報告では、90 年代までは、傷病によるものが 7 割を占めていましたが、2000 年を越えてから、それが半減し、働きによる収入源が多くなっているとしています。本町における申請理由の推移を調査されていますか。それはどうなっていますか。9 月議会では、生活保護の申請に行っても厳しいハードルがあるという訴えをもとに改善を求めましたが、申請用紙をカウンターに置くなどはしないという答弁でありました。新潟県でこのほど県福祉保健課長が、申請意思のある人には、申請書を渡し、申請を援助するように、今後も機会を捉えて各福祉事務所に徹底する。現に窓口申請用紙を置いているところで問題は生じておらず、申請書を窓口で置くよう指導していきたいと言っています。再考を求めたいと思っております。いかがでしょうか。

次に、学童保育について必要な子どもが利用できるよう整備を求めます。7 月からマリア幼稚園に委託という形で試行的に本町で初めての学童保育が開設されました。7 月には 17 人、8 月には 20 人の子ども達が利用しましたが、夏休みが終わって 2 学期が始まってからの利用が 2 人にまで減っていると聞いていますが、どのような状況でしょうか。町民にとって、1 学期が終わって、子ども達が自宅で過ごす事ができるようになったのか。家族に応援してくれる体制ができたのか。事情は個々あると思いますが、町民にとって学童保育そのものの馴染みが薄いという事もあるでしょう。保育料の問題も大きいと、私は思います。マリア幼稚園では、預かり保育という形をとっている為、1 時間 200 円の保育料がかかります。一時的に短時間利用する場合は、合計 4 時間 25 分の人で 850 円。保護者負担が 450 円。町補助 400 円という例もありますが、夏休みには高額になり過ぎ利用でき

なかった人がありました。近隣の学童並みの料金を設定するべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

次に、福祉タクシーの利用料金の軽減を求めます。外出支援サービスの全町統一の為に協議が重ねられ、今議会に町長が提案をされておりますけれども、低料金でドアトドア、回数制限の無いひまわりサービスの実現は多くの歓迎の声があります。しかし、町長の提案は、公費補助をタクシーの場合、上限 2,000 円としておりますので、旧佐用町の周辺部のタクシー利用者は負担増になるので、利用できないと不安に思っています。利用者の負担の上限を決める方法の方が良いと考えますので、旧佐用町の料金への再考を求めます。

次に、町内に産婦人科、小児救急の体制確立を求めて質問をいたします。母子センターの施設を共立病院に譲渡をする際に産婦人科開設の約束がありましたが、病院内の増床を認めるかどうかの医師会内のゴタゴタや出産数が少ない為、採算が取れないという言い訳で、町長もその様なものをどうしてもと言えないという事で事実上立ち消えてしまいました。党として、この問題を有耶無耶にして良いのかどうか見解を伺います。

町長は、9月議会で高木議員の質問に対して、健康福祉事務所、医師会と協力を仰ぎながら努力したいと答弁されました。どのようにやっていくのかお尋ねをします。

厚生労働省の 1984 年から 3 年に 1 度行っている医療施設調査で昨年 9 月の 1 ヶ月の間に、実際に分娩を手がけた産科、産婦人科は、約 49 パーセントに止まっており、産科、婦人科の施設数も過去最低となり産科医不足は、各地で深刻化していると新聞は報じています。県内でも公立八鹿病院が産婦人科医師 2 人が大学に引き上げる為、来年 4 月以降分娩医療を取りやめると発表しています。本町からも利用している宍粟総合病院でも、産婦人科医が再三大学から引き上げを要望されているそうです。佐用町だけで解決できないと町長は答弁されていますが、この様に各地で深刻な事態が起こっているの、県に対して協力を医療体制の整備を求めていただきたいと思えます。

最後に熊の被害を受けないよう対策をする事について質問をします。

西播磨県民局管内の発表では、今年 4 月から 10 月の間に 98 件の熊の出没があり、うち 21 件が佐用町です。県民局は、鳥獣保護員のパトロールや捕獲用ドラム缶の貸し出しなど対策をとるとしてはいますが、人的被害防止のために対策を講じることが強く求められています。鳥獣保護員は、佐用、上月で 1 名。南光、三日月で 1 名。委嘱されているようですが、足りているのでしょうか。必要なら増員を求める事ができるのでしょうか。目撃情報が実際より少ないのではないかとされています。現に私も熊はよく出て来ているが、一々通報していないと言われている事を聞きました。県民局では、的確な対処の為正しい情報を求めています。住民に情報提供の協力を訴える事が必要ではないでしょうか。減反政策などで、過疎が進み民家の直ぐ近くまで原野になっている状況があります。草刈で、住み分けを進めていく必要があるのではないのでしょうか。

また、最後に捕殺について、町・県の見解について伺います。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、生活保護行政についてのご質問で過去数年の相談件数、申請受理件数、保護開始件数でございますが、合併以前のそれぞれ旧町ごとの相談件数については、明確な資料が残っておりませんので、合併後の状況についてお答えをさせていただきます。まず、相談

件数は 15 件あります。その内、申請の受理をしたものは 5 件、保護の開始となったものは 3 件であります。申請受理したものの保護開始に至らなかった 2 件についてであります。1 件は、自宅がなく養護老人ホームに入所されたため、医療扶助のみについて保護決定していましたが、実子からの支援が決定し辞退されたもの。もう 1 件は、身体障害者施設入所者で障害者自立支援法に基づく生活保護移行防止策の判定を受けるため、本人、入所施設と協議の上申請を行っていただきましたが、障害者自立支援法による軽減が適用されたため実際の保護には至らず、合わせて町外施設へ転院となったものがあります。15 件の相談の内、10 件が実際の申請には至っておりませんが、申請理由の内容として、その内 5 件は高齢によると思われるもので、相談に来られましたが、子どもさん等同居家族があり家庭内で相談されていないものが 2 件、又相当額の年金もあり、車の所有もあるなど、明らかに非該当と思われる相談が 1 件、相談を受ける中で保護ではなく実際には介護サービスの内容だった場合が 1 件、又一時的な生活困窮のため、緊急に他のサービスを紹介し解消したものもあります。残り 5 件については、若年者で就業できるにもかかわらず就業や就業努力をされていないものが 2 件、代理者が相談にこられたが本人が申請に来られないものが 1 件、夫婦間のトラブルによる相談を受けたもの 1 件、一方的な電話のみで終わったものが 1 件で相談を受けたものの申請受理に至らなかった 10 件のそれぞれの内容であります。次の、保護申請の理由についてでございますが、現在の受給者数については、先の 9 月議会で吉井議員の質問にお答え致しました 4 月時点での 60 件から新たに追加となったものが 1 件、一人暮らし高齢者のうち死亡等で廃止になったものが 3 件であり、現在 58 件の保護措置をしておりますが、その要因につきましては、本町では一人暮らしの高齢者によるもの、障害等により就業ができないものが大半を占め失業等による申請は、ほとんどありません。これは、本町が農村地域であり、古くからの持ち家、自宅所有率の高さと兼業農家として米や野菜などがある程度自給できる環境によるものではないかと推測をされます。次の、「申請に行っても厳しいハードルがある」とのことで、「誰でもが気軽に申請できるように申請用紙を窓口」とのことでありますが、この生活保護の申請につきましては、単に申請書を記入していただき受理しただけで終わるものではなく、当然申請者の生活状況にある程度把握し必要であれば保護相談のみならず、他の福祉サービスのご案内を行うなど総合的な相談機能を果たせるといった極め細やかな対応の方が、より町民の皆様の信頼に応えることになるのではないかというふうに思っております。先の 9 月議会でもお答えしましたように、生活保護行政の実際的な業務の担当は、兵庫県の龍野健康福祉事務所の所管事務であり、町では、申請までの相談、受付事務と保護費の支給等の事務を行っております。又受給者の生活相談には、福祉事務所のケースワーカーと共に、担当者も出来る限り同席し、親切な対応を心がけておりますので「町の窓口で申請のためのハードルを高くしている」という事は、一切ないというふうに理解しております。

次に、学童保育について、マリア幼稚園に委託し本年度から試行的に開始しました学童保育についてでございますが、ご質問のように 7 月と 8 月の夏休み中は、利用者が多く、大変にぎわっておりましたが、9 月に入って利用児童が激減をしております。実際的な人数で申し上げますと現在の登録者数 21 名の内、7 月の利用者が 17 名、8 月の利用者は 20 名となっておりますが 2 学期に入り 9 月の利用者は 7 人となっております。利用児童数の減少原因といたしましては、当初から夏休み期間のみを利用したいとの保護者が 21 名中 13 名と非常に多くあったことによるもので、本来目的としておりました、平日の放課後利用については、両親の共働きでも近くに祖父母や親戚などがあり又一人でもある程度留守番が出来る環境下にあること。これは、ある程度地域の安全性が確保されていることにも起因するのではないかというふうに思われます。また、子どもたち自身が集団で遊ぶより一人で自由にテレビゲームなどが出来るなど現代的な風潮を反映している場合もある

んではないかというふうに推測をします。この学童保育は、夏に文部科学省で厚生労働省とが共同で発表し、新年度から全国すべての公立小学校での「放課後子ども教室」の開設案などが国全体の流れも変わりつつあります。本町としても今後、全町的な取り組みへと広げなければならないという必要性のある事業と認識して、とりあえず試行的なモデルケースとしてマリア幼稚園に委託し開設した事業でございました。今後この事業の反省と問題点を整理し、また実際の利用児童の希望の把握や保護者のかかわりの有り方など課題を明確にして、実施に向けての検討を加えてまいります。また、料金体系につきましても、本年度はマリア幼稚園で卒園生を対象とした放課後保育が「ジュニアクラス」として実施されておりましたので、その事業と同額の1時間当たり200円の単価設定を行い、保護者負担の軽減を図るため、町が利用料金の2分の1月額5,000円を限度として助成することといたしました。通常の放課後保育の場合は、小学校終了が3時30分で夕方6時までで2時間30分、土曜、日曜を除きますと1ヶ月間約22日間の利用として、月間の利用料は1万1,000円、その内町が5,000円を町が助成して保護者負担は月額6,000円程度と予測をしておりました。ご指摘の8月夏休み期間の最高保護者負担額2万3,000円の例は、夏休み中の日曜日を除く、ほぼ毎日朝8時前から夕方まで利用された場合で1ヶ月間の保育時間は140時間となったものでございます。今後の課題といたしましては、夏休み中などをどのように運営するのも大きな課題として取り上げ検討しなければならないと考えております。先に、お答えを申しましたように、あくまで本年度は試行として、マリア幼稚園の協力のもとに開設いたしました。今後は当然、全町内に広げなければならない課題でありますので、どうすれば実際により効率的に運営できるのか、合わせて利用料等の設定についても検討を加えて参ります。

次に、福祉タクシーの助成事業につきましては、これまで議会での外出支援特別委員会での協議検討を重ねていただき、ようやく方向性を決定いただいた中で、いよいよ新年1月中旬からは、全町を統一した新方式での実施を、予定をしておるところでございます。中でも、これまで旧佐用町で実施して参りましたタクシー乗車時の助成制度は、原則2分の1を補助することについて、かつ利用者負担の上限を1,000円としておりましたこの制度は、遠方の方々にも非常に喜ばれ、多くの高齢者の皆さんに利用していただいておりますが、経費的には町が相当額の負担をしておりました。これまでの旧佐用町内でのタクシー料金が3,000円を越える地域は、石井方面では下石井の峠地区より北また海内桑野方面では庵より東側、江川地域では大畠以北でありましたが、合併により広くなった新町域では、より多くの地域が3,000円以上の高額料金地域となります。この為全てを旧佐用町で行っておりました利用者負担の限度額を1,000円にしますと利用者に歓迎されるものの町の財政的に相当な負担となり、より厳しくなる財政状況の中で、自治体、制度そのものが、永続が危ぶまれるために、議会においても特別委員会で慎重に検討をしていただいたところでございます。また、このタクシー助成制度だけでは、中心部から離れた遠方の皆さん方には、高額負担を強いることになりますので、出来るだけ高齢者の皆さんに利用し易い制度として、併せて旧南光町で行われておりましたデマンド方式による送迎サービスと組み合わせて全町域で統一した高齢者の皆さんへの外出支援サービスを実施させていただく事として、特別委員会でも報告させていただいたとおりでございます。これらの外出支援サービスの検討の中には、当然現在ある姫新線や智頭線などの鉄道利用と共に、町内の一部地域ではございますが、運行されている民間バス路線の利用促進など、複合的な地方公共交通維持のための検討も重ねての結論となりました。利用料金の決定につきましては、より進んで参ります過疎高齢化社会の対応のため、車に乗れなくなっても、何とか安心して生活の出来る地域社会実現のために制度の永続性を最重要視させていただいております。本議会でも、この利用者負担につきましては、別途徴収条例を「佐用町高齢者等生活支援

事業費用徴収条例」として提案させていただいておりますので、ご検討いただきますように、お願いを申し上げます。

次に、町内に産科、小児救急体制の確立をという事で、その質問にお答えをさせていただきます。

まず、「共立病院と町の間で産婦人科開設の約束があったか」というご質問であります。この点については、これまでも何度も色々ご質問があり、お答えをさしてきていただいたとおりであります。当時共立病院としても、産科の産婦人科の開設については、検討をされたという事は、私達も聞いておりますけれども、実際に今の状況では、当時の状況でも開設には、する為にはですね、どうしても病院経営的には成り立たないという事を踏まえて、それは無理であるという結論が出ていた訳であります。そういう事で非常に、現代においては、当時以上にですね、医師不足等厳しい状況にありますので、一個人病院、また医療法人に、その事をお願いしても、これは難しいという事は、お分かり、ご承知のことというふうに思います。この件につきましてはですね、何度もご質問がございますので、郡医師会長の森先生が是非来て話しをして下さいという事ですので、郡医師会長の方に一度お伺いしていただきたいというふうに思っております。十分に色々話をさせていただきますと。そんな約束は無かったんだという事を、話をされておりましたから。

次の2項目のご質問であります。9月議会の高木議員への答弁のとおりでありまして、その後においてですね、郡医師会長ともお会いいたしまして、現在の状況も色々お聞かせいただきました。何とか、内科そして産科、小児科こういう住民のですね、非常に生活の中で安心して医療を受けられる体制を頑張っってつくって欲しいという事も要請をいたしました。そういう中で、郡医師会長の方では、何とか産科は無理だけれども婦人科については、設置ができるようにですね、努力をしたいというようなお話をいただいておりますけれども、それは、当然努力という事で決定ではありませんので、そういう話はいただいております。また、兵庫県においてですね、知事を本部長として、産科、小児救急等の医療確保についての検討をするという事で、「医療確保対策推進本部」が組織されまして、西播磨県民局管内においても県民局、健康福祉事務所、郡市医師会、各市町、病院等による「地域医療確保対策西播磨圏域会議」が立ち上げられました。この12月1日に第1回目の会議が持たれております。私もそこへ出席をさせていただいて、県域内ですね、そういう医療体制が確立できるように、色々お話を病院長も各病院の地域の医師会長等も参加をされておりましたし、また県にも、そういう要請をして、県域内で何とか頑張っって検討していきたい。県としてもですね、医師の確保について、県の独自の施策を考えていきたいという話しは受けております。今後ともこの会議等においてですね、要請を行っていききたいというふうに考えております。

次に、熊対策についてのご質問で、最初の人的被害対策であります。ツキノワグマは、県の保護動物に指定されており、駆除での殺害はできません。基本的には追い払いで、捕獲すれば森林に放すこととなっております。近年は里山、民家近くまで出てくるようになってきており、町としましても人身事故がないように、広報に掲載・各自治会にパンフレット等を配布して、各集会等で防止のための呼びかけもしてもらっており、啓発を依頼しております。10月中旬には、ブロック自治会長代表、猟友会、保護員、警察及び県により、今後の対応や対策について協議しております。また、出没情報が寄せられた時には、その都度防災無線により事故防止を呼びかけておりますし関係自治会長に連絡し、近くに学校や通学路がある場合は、学校にも連絡をいたしております。今回は、柿の木に登ったり、枝を折などの被害が多くて、柿を早めにとったり幹にトタンを巻くなど又蜂の巣を撤去するなどの指導もさせていただいております。次に、鳥獣保護員につきましては、県が設置しており、上郡管内では5名で、内佐用町には2名が委嘱を受けられておりますが、増

員はできないように聞いております。次に、情報の提供については、目撃と痕跡があり割合は約半々です。出没情報が寄せられ、防災無線で事故防止を呼びかけるときにも出没、痕跡情報を提供していただくよう放送をしております。又ゴミを野外に置かないこと、食料の置き場所、草刈などを行い、見通しを良くすることなどで効果があるようなので、パンフレット等で自治会長様宛に啓発をお願いしているところでもあります。最後の、捕殺については、麓に出没する熊は増えておりますが、総数は、確認はされておられません。また、むやみやたらに保護動物に指定されている熊の捕殺はできません。今回、口長谷で捕獲、薬殺をいたしました。この件につきましては、集落周辺で何回も出没痕跡が目撃、確認されており、住居に隣接される農機具庫に侵入し居座ったために、放獣しても住居近くに出没し、執着するものと考えられるため、県と協議をし、了承のもとに行ったものであります。

以上、この場での吉井議員からの答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、吉井議員、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 1 番の質問ですけれども、答弁の中に単に申請をすればいいというものではないと、させればいいものではないというふうなご答弁がありましたけれども、相談に来られた方にきめ細かな対応をして行くのは当然の事でございますけれども、各地で事故が起こって、事故というよりか事件ですけれども、餓死事件とかそういった事が起こって、その問題となっているのは、申請の意思を確認しているかどうかという事が問題になっております。相談をしに役所を訪れてくるわけですけれども、その所で先程言われたように若年者の方には、就労するべきではないかという、そういった事で帰らせたりとかですね、色々あるわけですけれども、病気で働けないというような例なんですけれども、そういった事がありました時に診断書を持って来て働けないという事を証明しなさいというようなね、そういった事で相談に来られた方を帰す、諭して帰すという例が実際、自殺だとか餓死、こういったものに繋がっているという事で相談に来られた場合に、キチット生活保護の申請の意思がありますかという確認が、佐用町の場合されているかどうか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先程町長の方がお答えしましたように、合併以来昨年の 10 月以来なんですけど、私ども福祉課の方で相談を受けました件数は 15 件であります。その内、大半の方が高齢等の皆さん方の相談でありますので、ハッキリと相談窓口でいわゆる生活保護を申請したいというふうな意思表示はされない場合がほとんどであります。福祉の相談に乗って欲しいというような対応になります。そこで、色々状況を聞かせていただいて、たまには、中にはですね、他のサービス、たとえば介護の一部分は、介護の相談の方があつたりしますので、完全にまず来られた段階で生活保護の、その意思がありますかという対応は、今のところはいたしておりません。色々その生活の中、内容をお話を聞かせていただく中で、やむを得ない場合は、生活保護にという形のつなげ方をしております。先程の町長の答弁の中で、いわゆる若年者で 2 件のあれが、相談があつたんですけれども、実

際の方には、ほぼ申請には至っていないというのも、報告させていただいたんですが、たまたまですね、この佐用町ぐらいではですね、いくら合併したと言っても、それぞれ旧町の職員がおります。旧町の職員は、それぞれ相談に来られた方のある程度生活の内容が分かります。ですから、そういうような形で、その内の1件はですね、たまたま、これ旧南光の方だったんですが、兄弟2人で生活されてて1人は働いておられる。1人は在宅。男の方ばかりなんです、その在宅の方が自分の小遣いが無いんで、生活保護を受けたいという様な相談事例がありましてですね、それについては、生活保護の場合は、世帯として見ますので、弟さの方が働いておられますので、よく家庭内で相談してというふうな対応もしておりますので、基本的には、さっき申し上げましたような対応の中で、それぞれ1件ずつ相談内容も、当然個別になっておりますので、個別の相談を受け入れながら、対応をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 佐用町は小さな町ですから、住民の暮らし向きというのを職員も非常にわかりやすい、日頃から良く知っている、そういう状況の中にあるんですけども、やはり、その福祉事務所と佐用町の福祉課と2段構造になってるといって、町民の皆さんは、福祉課に相談に来られるわけですから、その所で生活保護法に基づいた手順と言いますのは、申請をしてから初めて調査が始まるという事ですから、申請が遅れると調査が遅れますし、申請を受け付けなければ、町は当然無いわけですから、そういう所で問題が起きやすい構造になっているというふうに思うわけです。それで、ほとんどの生活保護マニュアルは、その相談段階で、申請の保護の意思があるかどうか、それはシッカリと確認するように書かれてあると。それは、どういう事かと言いますと、やっぱり相談に来て、そこで話をただけでね、帰って、結局、自分は、生活保護は受けられないと、そういった思い込みとか、それから色々な事情でですね、もう次の相談に行くような気力も体力も無くなっている状態というのものもあるわけですから、ですから、相談に、相談を受けた時に申請を確認する、申請の意思があるかどうか確認する。これは非常に大切な問題だと思います。その点で、もう1度お答え下さい。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 基本的には、現実的に申請に至るものについては、相談日を申請日という取り扱いは、全ていたしております。ですから相談日以降にですね、当然まあ、その時点では、これは、県の福祉事務所の所管事務になりますので申請受付は町なんです、町へ相談に行っていた日、いわゆる申請日という取り扱いをいたしておりますので、実際の申請にいたる件については、日にち設定は、そういう形になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、その 15 件の相談があって、その内の 10 件が申請にいたらないという事は、いろいろ事情があるとしても、これは水際作戦というものではないですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これは、ちょっと水際作戦というふうに言われると、ちょっと、こちらの方の相談を受ける対応が無くなるんですが、例えばですね、相当高額な年金所得があり車の所有もあるという状態の中で、ちょっと今困ったから、何とか生活保護にしてくれいというのも、現実問題には、相談件数としてあります。その場合も相談を受理してですね、それで福祉事務所へ連絡して、いわゆる審査までするのかどうかという問題が出て来ようかと思えます。当然受理して審査になれば、町の担当者も一緒に調査活動を、ある程度の調査のお手伝いをしますので、その時間を割いてですね、明らかに非該当と思われる方も相当件数あります。中にはですね、夫婦間のトラブルによって奥さんの方が財布握られて、ご主人、全然働いているんだけど、小遣いが渡らないんで、生活保護にかけて欲しいという現実的な相談もあります。ですから、それを全て、ちょっと申請書を受理してというのが、いいのかどうかというのが、判断に苦しむところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、特別ね、そういうふうな例を答弁として出されるんでなくて、その本来の生活保護の申請の手順、これをキチット守った申請業務、生活保護行政にしてくださいという事ですから、それについて新潟県では、そのカウンターに申請書を置いていても、何らこれまで問題は無かったと、そういう事でありますから、それぐらいの事をして大丈夫な事ではないでしょうか。事務手続きとしてはね。そういう事で、色々とお話をする中で、まあ、いろんなケースがありますから、課長が今お答えになったような問題もあると思えますけれども、その国全体として、生活保護を受けにくくしている。けれども、実際としては、生活保護の件数が全体には増えてきておりますから、非常に生活がしにくい今の社会情勢なんですね。そういう中で、申請段階でモタモタするような事が無い様に、申請ができずに悲劇が起こらないような行政を進めていただきたいという事で、私は、9 月に引き続きそのカウンターに申請書が置けないかという事をお尋ねしているんです。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現実問題としましてですね、合併以来、非常に私ども福祉課もせいまい職場で事務をしておりますですね、非常にカウンター部分が狭うございます。福祉関係のいろんな届けも、全てカウンターに置くんじゃないに、それぞれ収納ケース等に保管させていただいて、ご相談にみえた時にそれぞれお渡ししているというふうなケースで

ありますので、生活保護についても、同じ様に申請で受けたいという事でありましたらですね、相談に乗るといのが大前提なんです、相談嫌やというふうにおっしゃって、申請用紙だけ欲しいという方については、当然、お渡しして参ります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、次の 2 点目の質問に行きますが、先程利用料の方も検討をしていくという回答をいただいております。質問書の方には、通告書の方には、宍粟市が 1 ヶ月が 6,000 円。それで 7 月は、途中から夏休みが入りますし 8 月夏休み 1 ヶ月間ありますけれども、夏休みの 8 月の利用料が 8,000 円でたつの市は 1 ヶ月が 3,000 円で 8 月 6,000 円。姫路市は、通常の月と夏休みという事の区別はしておりません。6,000 円です。先日視察に行きました春日市の方でも 1 ヶ月 6,000 円。これは、4 年生から 6 年生という高学年になりますと 1 ヶ月 3,600 円というふうに金額が下がっております。佐用町の場合ですが、マリア幼稚園で実施した分について計算をしてみますと、一つの例だけ最高 2 万 3,000 円の方の分だけを書いておりますけれども、7 月の平均の 7 月は 17 人利用しておりますけれども、平均の利用料が 1 人 5,345 円になります。で、就学援助世帯で 10 日間利用している場合に、利用者負担が 5,600 円になっています。それから 8 月は、平均が 1 人 1 万 1,040 円になります。で、ここで、就学援助世帯で 17 日間利用された方が 9,900 円。これが利用者負担です。それで、一般家庭の最高額が先程の 18 日間で 2 万 3,000 円。こういう事で、非常に経済的負担が大きいという事が言えます。ですから気軽に学童に行っただけという事で預けられない実態があります。で、こういう事で是非、世間一般の学童並みにですね、せめて夏休みは長い時間ですから、少し高いただいてもいいかなという事も思いますけれども、通常 5,000 円ぐらいまで夏休み 6,000 円か、それぐらいかなというふうに思うんですけれども、その辺は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) これにつきましては、質問の通告書でも記載されておりますように、例えば通常の月で宍粟市でありますと 1 ヶ月 6,000 円。たつの市でありますと 3,000 円というふうに、倍半分の差がついております。それぞれの市町、この運営の仕方によって料金設定をされているものだと思います。春日市の方でも、年少児については、6,000 円という設定があって、対外の市町が 6,000 円程度の料金設定を通常の月については、されているようであります。これにつきましては、本町でも、どういう先程町長から答弁していただきましたように、自主的な運営主体という事でやった場合に、どういう料金体系で行くかというのは、また再度キチットした格好で検討をさせていただいた中で、今後の課題として、検討してまいる必要があるのかなというふうに思います。本年度につきましては、試行的な形で既にマリア幼稚園でやっておられました事業等タイアップして、1 日でも早

くその緊急に対応をしていただけるというような面もありまして、マリア幼稚園さんの、今までの事業単価を採用させていただいておりましたので、たまたま8月、1ヶ月間ですね、朝8時前から夕方5時まで、毎日ちょっと預かって欲しいというのは、当初の段階ではですね、あんまり想定をしておりませんでした。通常の放課後保育をですね、どう保護者の、その勤務条件の中で対応するかという事を主眼に置いておりましたので、ちょっと、私どもも、現実的なこの利用時間については、ビックリしたという状況であります。ですから、今後その夏休み中の問題をですね、どうあれしていくか。対応していくかというのも、実際の運営の中では、大きな課題になってこようかと思えます。夏休み中預かってくれるのであれば、家の子も預かって欲しいという希望も相当寄せられておりますので、じゃあ、夏休み期間ですね、本当にそれだけの人数預かれるだけの体制が組めるんかどうかという事も含めて、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） で、マリアさんの方にも聞きましたんですけれども、2学期になってからガタッと減っておりますけど、冬休みに又お願いしますという予約も入っているんですね。ですから、その長期、冬休みもお正月は挟んでおりますけれども、その期間の保育料という事も考えますと、その今年度と言わず、早く保育料のね、適正な金額を検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、現状ではですね、今、マリア幼稚園さんと、私ども協議させていただいて、実質的に、利用者の保護者にですね、アンケート調査をやろうという事で今日も相談しているわけなんですけど、本当にその放課後も預かって欲しい、また預かっていただくマリアさんにとってもですね、休み期間中だけというのは、非常に私どもも施設に迷惑をかけるんかなという、そういう要素もありますので、今後充分、マリア幼稚園さんとも協議しながらですね、方向性を出していけたらというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） これも、この問題では最後にしますすけれども、夏休み前に、夏休み前と言うか、実行する7月に入る前にですね、希望者の方に集まっていただいて福祉課の方から説明会が持たれております。その時に料金を聞かれてね、その料金が先程課長は、その夏休みの間に、これ程高くなるとは想定していなかったと言われましたけれども、その説明会の時の状況でも1人1万は超える。1万を設定して、町の方は5,000円限度で補助をしようという事を説明されたようなんですけれども、その時点で既に子どもさん2人ね、低学年の子どもを持っているお母さんから、とてもじゃないですけど、学童保育ができて嬉しいんだけど利用できない。そういう事が後になってからですね、その時に聞いて

おれば、夏休み何とかできたんじゃないかと思うんですけれども、その説明会の時に、もう断念したんだという事を聞かされました。そういう事で、是非とも預けて安心の料金という設定が必要かと早急に改善されるべきだと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 今回のですね、試行的にマリア幼稚園でね、行っていただいた結果見て、本当に学童保育の放課後に、それだけの本当に皆さん必要性、需要があったのかと。その夏休みの間だけです、ずっとほとんど毎日朝から晩まで、それで今度学校が始まったら、ほとんどの子がもう使わないと、ほなら、それだったら通常、その学校は休みですけども、仕事の方はね、通常、別に夏休みとか何とか関係ないわけなんで、それだけ、家の方でも、ちゃんと保護ができるのであればね、学童保育の必要性があまりないという事にもなりますしね、それで学童保育料が高いと言っても、それは時間設定で、そんなに、その長くね、お母さんが働き帰るだけの間だけという事で設定をしていたと思うんですけれどもね、ですから、まあ、町としても、どうしても 2 時間、3 時間であっても、それは、月ね、やっぱり 1 万円になるようであれば、中々厳しい経済的に大変だろうと、ですから 5,000 円、半分は町が助成をしてという事で考えておりますのでね、利用される方も色々、やっぱり自分の都合だけじゃなくって、制度の中のおよく趣旨を理解していただきながらね、やっぱり利用していただくような形をやっぱり考えて行かなきゃいけないと思いませんね。これは。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、先程就学援助世帯の保育料の金額について、言わせていただいたんですけれども、これでは、とても預けられない、そういう実態があります。そういう事で、安心できる学童保育を求めていきたいと思えます。次に福祉タクシーについてですけれども、旧南光でされていましたが、ひまわりサービスですけれども、これが全町を走るという事で、理解していただいている方には、とても待ち遠しい、そういう制度となっています。1 月からという事なんですけれども、今未だ町民の皆さん、特に利用されるであろう層の皆さんに、中々それがどういう制度なのかという事が、理解できていないという状況です。町の方は、広報やそれから老人クラブ等のね、会合の中でも説明していきたくてと言われておりましたけれども、それはどういうふうになっておりますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今、PR 用の P R 版を作っておりますが、パンフレットを作っておりますが、この 12 月、来週からですね、それぞれの旧町単位で自治会長会が行われます。再度詳しい説明を、その自治会長会にさせていただいた後ですね、何らかの方法で、その P R の配布等、パンフレットの配布等を考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。いいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 4 番の産婦人科の問題ですけれども、12 月 1 日に第 1 回の対策の会議が開かれたという事ですが、非常に第 1 回目の質問で申しましたように、県内でも産婦人科、小児科、この医師不足で非常に苦労しているという事が、県の方でも問題でありまして、姫路選出の杉本県会議員が、その井戸知事に質問をしております。そういう中で、その質問に対して、県として地域医療連携システムの構築を図っており、県域全体の医療確保に取り組むと答弁がされています。前回、町長が高木議員の質問に対して、その医療の集約化で、遠くてもですね、高度な医療が少し遠くても高度な医療が受けられるような体制の方向になりつつあるというような、答弁をされたんですけれども、そういう事で、私達のこの周辺部の人間は、諦めさせられてはいけないと。本当に若い人達の声を聞いていただきたい。ママプラザでもよく出ているそうなんですけれども、姫路から越して来る時にね、電話帳で調べたら佐用町に 1 軒だけ森産婦人科って書いてあるから、安心して来たのにね、もう廃止になってたという事でね、本当にかわいそうなね、話もありますし、それから、先日も子どもが高熱を出して痙攣をして、それで救急車を呼んだんですけれども、その岡本医院が学会出席の為に留守。そして佐用中央病院に連れて行かれたんですけれども、その外科のお医者さんから、座薬を処方されたんですけれどもね、その帰宅後も良くななくて、その夜も、そのあくる日も大変な状態になったので、また救急車を呼んだら、夜電話相談したらしいんですけど姫路の急病センターですか、そちらの方へ行きたいという事を言ったんですけれども、エリア外という事で赤穂の市民病院の方に小児科医が、その時不在だったらしいんですけれども、そういう事で、とても不安だったというような話も聞いております。町長の所にも、そういった声は、沢山いっていると、届いていると思うんですけれども、是非早く産婦人科、小児科の確保の為に、全力を上げていただきたいという事をお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁ありませんね。

20 番（吉井秀美君） いります。

議長（西岡 正君） いります。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、2 分をお願いします。

町長（庵逄典章君） 先程答弁したとおりで、そういう町だけではね、中々そんな力ではできませんので、県域の中で、そういう皆さんと一緒に力を合わせて努力しようという事で取り組んでおりますのでね、また個々には、各それぞれの病院、非常に経営厳しい中ね、難しい中努力をしていただいております。まあ、そういう先生方の方の話も聞いて下さい。

議長（西岡 正君） はい、未だ 1 分ありますが、どうします。よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） はい、これで、吉井秀美君の一般質問は終わりました。
お諮りします。後 9 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終わり、
終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これで本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明日 12 月 7 日、午前 10 時より再開したいと思います。
本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労さんでありました。

午後 0 4 時 5 7 分 散会
